

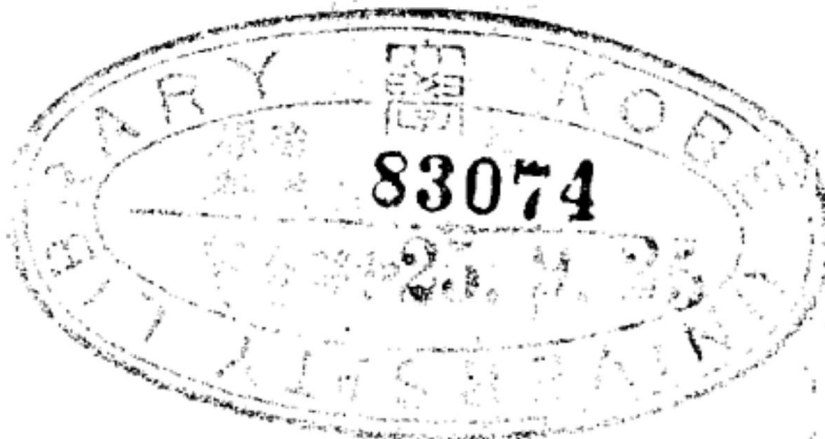
怠業中松方社長對職工側委員會見錄

並營業時間及賃銀改正ニ關スル顛末

神戸市東川崎町貳丁目

株式會社川崎造船所

坂西
文庫
2
18

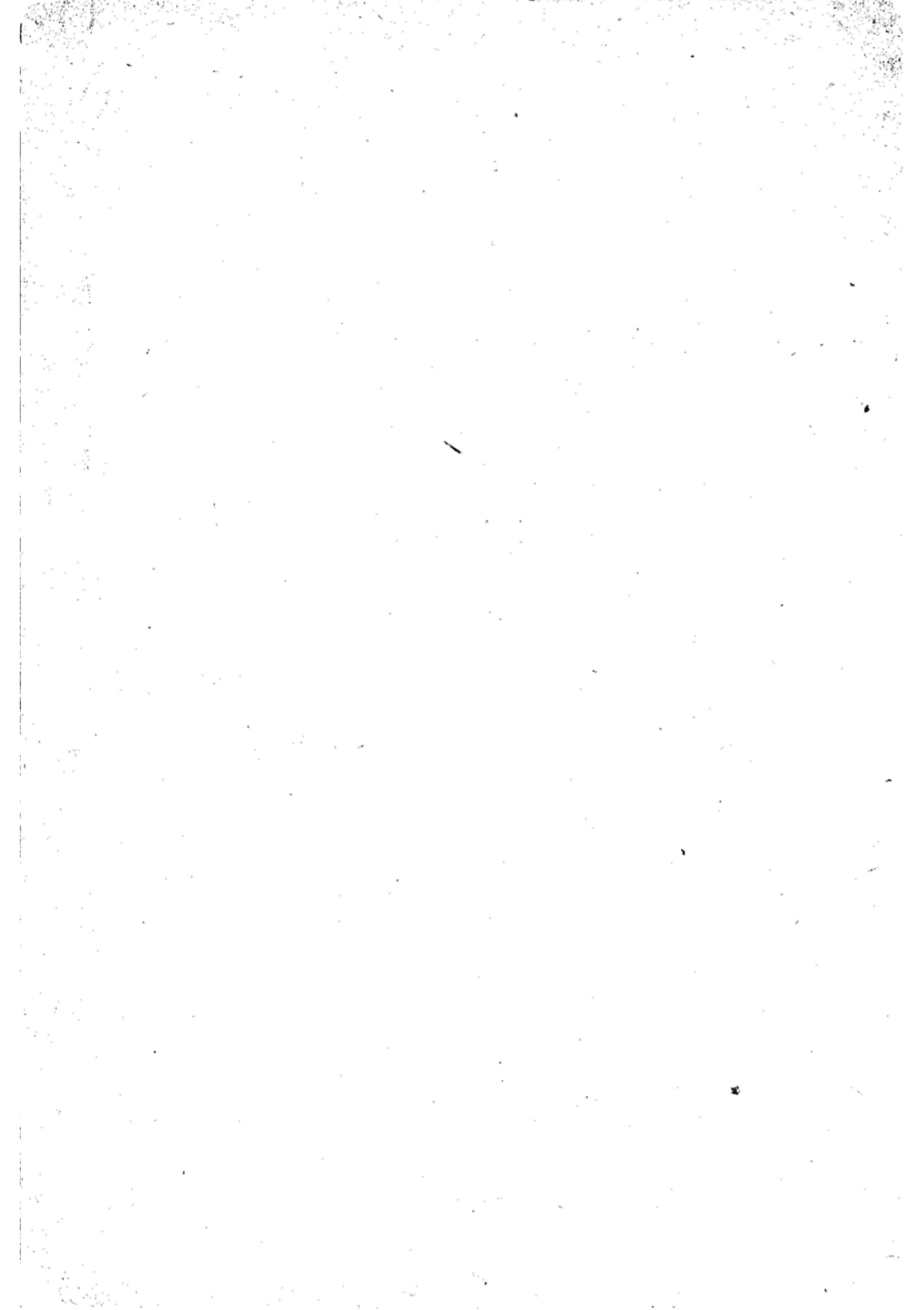


83074

NAVY KOBLENZ
U.S. SHIPYARD

目次

一、嘆願書	一
一、第一回 會見記事概要	一
一、第二回 會見顛末	一三
一、第三回 會見顛末	三四
一、第四回 會見顛末	五六
一、陳情書	七三
一、訓示	七六
一、揭示	七七



嘆願書 (原文ノ儘)

物價ハ暴騰ニ次グニ暴騰ヲ以テシ生活費ノ著シキ膨脹ヲ來セル一方吾人ノ賃銀其他ノ増加ハ到底之ニ伴フコトナク吾等ハ稼ゲドモ稼ゲドモ尙且生活ノ苦境ヲ脱スル能ハザルノ現狀ニ有之候若シ此儘ニシテ推移センカ吾等ハ遂ニ妻子ト相擁シテ餓死スルニ至ルベキハ明カナル事實ニ有之候仍ツテ我等職工一同ハ已ムヲ得ズ會合慎重審議ノ末下記代表委員ヲ選定シ左記四項ノ要求ヲ社長閣下ニ致スモノニ御座候博愛仁慈ノ社長閣下ニシテ幸ヒニ我等ノ窮狀ヲ御憫察ノ上御恩命ニ接スルヲ得バ我等一萬五千ノ職工及家族ノ幸福之ニ過グルモノ無之候右伏而奉嘆願候也

追而九月十八日正午迄ニ何分ノ御回答ノ程奉願候

記

- 一、現日給ニ七割ノ步増ヲ繰リ入レテ本給トシ之ニ對シ五割ノ步増ヲ附スルコト
但其他諸名目ノ步増ハ從前通りノコト
 - 二、特別賞與分配ノ期日ヲ明示スルコト
 - 三、六ヶ月以上ノ勤續者ニ對シ年二回ノ賞與ヲ支給スルコト
 - 四、食堂洗面場其他衛生設備ヲ完備スルコト
- 以上



大正八年九月十五日

株式會社川崎造船所社長

松方幸次郎閣下

造船工作部代表委員名
造機工作部代表委員名
製罐工作部代表委員名
電氣工作部代表委員名

松方社長對職工側委員第一回(大正八年九月十八日)會見記事概要

(本記事は當日會見の大意を記したるに止まり詳細を盡さいるは遺憾なるも之に依りて梗概を了知せられたし)

社長「就業中招集せざるを得ざるに至り仕事の段取りに手違ひを生ぜしむるは誠に氣の毒なり何卒許して貰ひ度い、偕今回部長の手許迄諸子より嘆願書を出されたるが從來は何か願ふ事あれば必ず工場長伍長の手を経て出すのが例になり居りたるに今回は此の先例を破り不秩序の行動に出でられたるは頗る遺憾に思ふ殊に斯かる増給嘆願の如きは本社の歴史に未だ曾て見ざる出來事にして日頃諸子の爲めに盡し度いと云ふ精神を有し居るも諸君に徹底せしむること出來ずして斯様の書類の出でたるは何とも遺憾千萬の事に思ふ七月十六日物價騰貴につき取敢ず一割の昇給を行ひ七月下旬尙昇給の必要を認め充分取調方部課長に命じ目下調査中なる事は工場長其他を通じて既に諸子の諒知せられ居る筈なるに其れにも拘らず工場長伍長等にも謀らず斯様の四ヶ條の嘆願書の出でたるは諸子の手落にはあらずやと思ふ唯會社の意嚮を搜らんとするにあれば其れは別なれども工場長、伍長などは皆忙がしきにも拘らず諸子の爲めに盡力し呉れたるも遂に斯かる事になりたるは遺憾なり之より順次話を進むるが今此嘆願書を見るに伍長心得及以下の収入が問題と云ふ意味なるや一方より聞くと伍長心得の収入はよきも伍長心得以下のものは悪

しと云ふ嘆願書は何れを主とするや

委員「一般に高められたし殊に下給者に高くせられたき趣意なり

社長「伍長心得は如何なるや

委員「伍長心得にも尙低給のものあり其れ等をも含むなり

社長「私は諸子の味方にして諸子によかれかしと思ひ居ることは何時も工場長伍長を集めて話して置いたるが諸子は能く承知のことと思ふ先きも云へる如く昇給に付いては七月下旬より既に調査し居るなり爰に先決問題は八時間労働問題なり之れは大事な問題なれば目下考慮中にて此大問題と共に今回の諸子の要求をも併せ解決し度いと熟慮中なるに付此點充分諒解せられたし

食堂設備其他衛生問題に付きても例へば「インフルエンザ」流行の時の如き含嗽劑の設備を爲すとか食事には麥茶を飲ますとか此度虎列拉流行の兆あるや之れが爲めには石炭酸函を各工場に設備するなど又先年「ペスト流行」の時の如きは特に「スチーム」を吹かしたる等種々心配し防疫設備も出來得る丈けの事は心掛けてなし居る筈なるも一方職工の中には工場に隨處放尿する者もあると云ふ位なれば各自に於ても充分注意して貰はねばならぬ事と思ふ

委員衛生の事は今日直に改善せられよと云ふにあらず併し一例を擧ぐれば手を拭ふ「ウエス」の如き非常に汚いものを使用して居る事は社長は知らずして支給せられ居るにあらずやと思はる改善出來得るものは順次に願ひ度し職工の放尿放痰の如き各自相戒め注意致すべし

社長「今度の要求條件には入り居らざるも一體職工退出の際身體検査は必要なかるべく止め度い事ながら今尙會社の物品を盗んで歸るものあり修繕船の品物も紛失すること往々あると云ふ有様で情なき事なり是等は各自自省し御互にも相助け改善を計らねばならぬと思ふ

委員「便所には非常に汚きものある爲め比較的奇麗な方に廻る爲め却て時間の損失とも成る事もあり此點も御注意を願ふ

社長「氣の付かざりし事もあり斯様の事は遠慮なく打明けて云ふて貰ひ度い倍今此の澤山の職工約一萬六千人の内六ヶ月以上勤續のもの僅に四千九百十二人を出です本社は次第次第に大きく成りたるものにして永い年月を経たるに拘らず一年以上勤續のもの三千〇七十八人の外なしとは誠に心細き次第何とか左様の事のなき様にと心を碎き居り現に今度西洋より蒐集せる工場に關する書物百二三十冊を目下翻譯して諸子に配付し諸子の智識

の發達を圖り引ては能率の増進を得んと務め居る是れ亦諸子の爲めに圖り居るものにして此點充分了承せられたし

出来る丈け善い智慧を出し良い品物を澤山作る様になれば西洋に對峙することを得んと日頃念じ居ることにて年に二度賞與渡しの時に工場長伍長にも能く話し居る處なれば諸子にも其意を承知し居ることと思ふ

回顧すれば百萬圓より起れる小會社が其擴張に要する土地さへも充分に得られず通路の上之家を作り居る状態にありて萬般の設備を完ふするには場所狹隘にして容易の業にあらず諸子の要求する設備も思ふに委せず嘸不充分なるべけれど此點は寛恕せられたし

委員「便所も防疫設備も尙改善の餘裕あると思はる

社長「出来る丈け奇麗にすべし

社長「特別賞與支給の時日發表とあるが是れは本社記念日即ち十月十五日に致す考へなるも故障なきにも限らねば先づ十月中と思はれたし

會社は今日の盛大を致したるは唯現在居る従業員の力のみにあらず創業時代より今日迄の苦心、中々のことにあらず經營難の窮境に陥りたる時は進退谷まじたりと思ひたる事七度あり其時は今日か明日かと差迫り訪問の人にも恐怖したり當時の苦心は非常のもの

にして朝會社に出勤せねばならぬとの心はあつてもどうしても足が前へ曳かれなかつた事は實に二度あり斯る苦しき其當時より今日迄助けて呉れたる人々に對しては非常に感謝して居るが感謝計りではいけぬ何かせねばならぬと思つて居つた勝手に自分の都合計りにて出這入した人は兎に角一生會社に終つた人若くても會社の爲に盡して在職中不幸にして死んだ人其他會社に功勞のあつた人を調べる事なれば非常に時日を要し中途坂取締役の如きは命の危かつた程の大怪我をせられ全快の後も手が不自由となりし爲め字を書き事困難なりしにも拘らず非常に勉強して取調に従事せられ田中取締役も兩度會社の爲め西伯利亞に出張せられ其爲め餘程の時日をも要したる等の事あり其上出来る丈け誤りを少くする様細心の注意を拂ひ居る爲め旁々遅れ居る次第にて實は私も早くやり度いと思つて居る事は山々なり此點諸子諒せられよ

職工の出入多き事は遺憾なり何とかして長く居らせたいと種々心配して居るも職工の心懸け悪きものありて誠に困るなり例へば毎朝辨當を持つて來ながら門より歸るものあるを見て残念に堪へず從來午前六時三十分汽笛を鳴らしたるを豫告のため五分早く二十五分にも鳴らすこととしたり之れは湊町の停留場より會社の門前迄五分あれば充分時間の中に合ふ爲め斯く改めたるなり、然るに折角會社の門前迄來りながら此の豫笛を聞いて却て後に引返す口實にするものがあると聞いては如何にも残念のことと思ふ年長者が是等の不心得の後進者を指導して改善して貰ひたい永く此處に勤めた者には其子供のた

めには皆と云ふ譯に行かぬが一人丈けは學資を出してやろうと云ふ事にも成つて居る
會社は神戸市の爲めにもなつて居るが又邪魔もして居る夜殘業の音などにて迷惑の事も
ある此等の爲にも酬いようと考へても居る世間には川崎には病院の設備なしと云ふもの
あるが之れには種々の事情あり即ち苟くも病院を設けんとせば立派なる醫者と完全なる
設備とを要す會社が貧乏の時は完全なる病院を建て立派の醫者を雇ふことも出來ず到底
希望通り行かざる故神戸病院其他善き醫者のある病院へ入院せしめ居れり今日漸く金に
も左程困らぬ様になりたる故多年の宿望を達せんが爲め土地を買入れ米國式の模範的病
院を建て立派なる博士などの醫者をも聘し従業員は勿論其家族並に一般希望の人々の診
療に従事し本病院を公開し神戸市の爲めに聊か報恩の途を講じ度き考へなり、斯の如く
爲すべきことは澤山あり此邊も能く／＼辨へて尙會社の歴史をも思ひ無理のなき様考へ
て貰ひたし

要之増給に就ては八時間労働の原則に基き之に依りて増給を爲さんとし目下取調中なり
特別賞與は十月中に交附したしと思ふ賞與金に就ては斯く職工の出入甚しきを以て永く
勤続したるものより順々に遣り度いと思ふ便所の如きも不備なるは遺憾なれど漸次出來
る丈け早く改善すべし

以上是にて諸子の嘆願に對し返事をしたことと思ふ

委員六ヶ月以上勤續者に年二回の賞與を分配せられたきこと、五六年勤めて居ても一度も

賞與を受けぬ者あり笹田萬吉とて二十年勤績者にも此事あり

社長「其れは如何なる人なりや併しそれは本人の技倆にもよるなり

委員「調べて御返事致すべし、私(伍長心得)は五年餘勤績なり日給一圓十九錢月收約六十五圓なり

家賃八圓食料米四斗二十二圓諸雜費十圓にて十八歳の弟と女房と三人暮しにて漸く足りる丈にて餘裕なく爲めに弟は學校にも入學せしむること出來ずして會社に勤め居るなり

社長「其弟は幾何貫ひ居るや

委員「本給八十錢位なりと思ふ

社長「然れば二人稼げば約百圓位になる故足り相なものなり

委員「食堂を作られたきこと

洗面所を設くる事

特別賞與の期日を明示する事につき御確答を得度し

社長「君は何工場なるや

委員「造船仕上なり、されど職工全體としての希望を申上ぐるなり故に造船仕上と云はず全體に洗面所なき爲め諸所にて汚き「バケツ」を出すやら混雜やら其水を捨てるなど設備なき爲めに起る不潔もあり

社長「其れも左様なり思はざるにあらず併し造船工作部の職工一萬六百九十人、試験工百四

十四人あり此等の人に對し全部其設備をなすには目下の状態にては困難なり併し先日も
端書にて洗面所設備の事を申出たる人ありたるに付き部長及係へ餘地のある處より設備
すべき旨申付け置きたり

委員、食堂を何とかして設けて貰ひたし雨天の時など汚き手をして雨に濡れて食事する等實
に憫然たる者なり何とか出来ぬものにや

社長、如何にすればよきやよき考へあれば申出られたし

委員、私には別に好い考へなきも新聞紙に倉庫を二階にして食堂にするも一方法なりとあり
又吳海軍工廠にても見ましたが工場に二階を作るとか何とか出来ぬや

社長、其れは考へ物なり二階を作れば却て諸子より二階建にせば下の工場は暗くて仕事が出
來にくいと云ふ苦情を云ふ事になると思ふ勿論西洋では四階建の鑄物場のある所もある
が利害は大に研究を要す現に色々考へても居るが造船材料置場は葺合工場にて製板する
關係上將來場所に少しは餘裕が出来はせぬかと考へて居る又潜水艦驅逐艦等も他所にて
建造したしと思つて居る故多少場所の都合が付く様になるかも知れず其時は充分ならざ
る迄も幾許かの設備をなし得ることと思ふ

委員、食堂を作るとは至極希望する處なるも三菱の如き食堂にては人と人と脊合せになり
て人の息の臭き處にて食事するよりも目下の如き青天井の下で海を眺めながら海風に吹
かれ鐵板に腰をかけて食事をする方寧ろ衛生的なり

委員、工場にては洗面處なき爲樽に水を入れ時間後一時に澤山集まり洗ふ爲め混雜は勿論消毒水にて手足を洗ふとか水溜りにて手を洗ふ者さへあり

社長、出来る丈け順序を附けて見たいと思ふ

委員、特別賞與期日明示の事

種々の出来事あり何日なるか明示せらるゝ方都合よしと思ふ

社長、來月三十日とする然し精々急いで見よう

委員、六ヶ月勤續者に賞與の事如何なるか

社長、然し怠け者は如何にするか兎に角勉強すれば給與あることゝ心得て宜し

委員、それよりも缺勤日數に或制限を付けて出す事に願ひ度し例ば半期に十日間缺勤のものにはやらぬ事の規定を設けられてもよし

社長、それでよろし

委員、第一の賃金問題は如何なるや

社長、賃銀問題は考慮中なり即ち先刻云ひたる如く先決問題の八時間原則制度にて是が根本問題なり總て考慮中として置きたし

委員、今日食ふか食はずと云ふ者あり

社長、夫は誰なるや

委員、名前を申すは氣の毒なり兎に角安心して勤め得ない状態のもの多きことを考慮せられ

たし

社長「食ふや食はずと云ふも其人は品行方正なるや飲み助なるや其邊を調べねばならぬと思ふ

委員「兎に角給料と物價とは釣り合はぬ事は事實なり

社長「八時間労働を實行しても諸子の収入の減少せざる様心懸くべし敢て他社の例を採る必要なきも又外の所とも収入の多寡を比較して見ねばならぬと思ふ其邊の調べを爲したるや

委員「社長の云はるゝ平均日給一圓十錢にて日曜のみ休み殘業をして月收五十二圓九十二錢となる經費は家族五人家賃十五圓米五斗二十九圓雜費二十九圓計七十三圓差引十八圓八十錢不足となる日給一圓五十錢のものにて一杯なり併し病氣となれば如何するや

社長「其れは實際誰の事なるや會社のものなるや何年勤めて居るものなるや

委員「社外のものなり一例を申上げたるなり

社長「家内人數の多少にもよるべし或者は家内十一人あると云ふ人もあり其れ等を皆支へる義務ありや

委員「私は^{P16}に屬するものなるが此組には平均一圓十錢以下百三十九人、以上七十人あり普通下宿料は十八圓なるが其上の二十二圓の下宿となれば足らぬ事になる

委員「電氣工作部には職工八百三十八人あり一圓以下のもの三百餘人あり

社長「電氣工作部は見習ひ同様のもの多數あり此等は學校に通はせて居る様なものなり七月にも増給したるにあらずや

委員「七月の増給は各一割の増給なれば高給者には宜敷きも多數の下給者には悪し

私共の申出は全然御採用にならざるや

社長「先刻申したる通りにて採用せざるにあらず

委員「其れでは事實上容れられざるにあらずや

八時間労働問題は世界の大問題なり我等の要求は死活に關する目下焦眉の問題なり

社長「其れは七月より問題として居る處にて既に諸子の爲め機械も四百臺を買入度しと思ひ

何とかして諸子の幸福を増進せしめんとして居ることを諒とせられたし

委員「幸福の問題にあらず生活の問題なり

然れば特別賞與の事のみ確答を得たるも其他は要領を得ざる事と承知すべきや

社長「否賞與金も六ヶ月間に缺勤十日以内のものは取調べ呉れる事に承諾濟ならずや

委員「増給問題につきても既に三日前より申出置けり是非兎角の御返事を願ふ

社長「既に述べたる如く七月以來八時間労働問題と共に深く考慮し居る所是れ以上答ふるこ

と出来ぬは残念なり

委員「先刻よりの社長の御話しにて御志のある處は能く相分り居るも願はくは此嘆願を容れ

られん事を乞ふ

社長、先刻申したる通り目下考慮中故其れ以上何んども云へぬ
委員、其れにては致方もなし其通り全體に通すべし

其れを聞き如何なる舉に出づるか私共の責任では無きも若し意外の事あれば誠に不幸の
事なり敢て強迫するにあらず結局私等の主張は容れらざる事と思ふ

社長、然らず先刻申したる通り考へて居るなり考へ違ひなき様ありたし
委員、然れば一同に此事を通すべし

社長、萬望無漏私の意志のある處を充分に報告ありたし要するに今日の話しは單り諸子のみ
ならず見らるゝ通り新聞記者諸君にも態々來社を乞ひたる次第は嘆願書は當社よりも早
く新聞社へ廻されたりとのこと故皆様に御足勞を願ひ一堂の下に會合して能く私の精神
の在る處並に諸子の意志の存する所を聞いて御貫ひし公平なる判斷を仰がんと趣旨な
れば私の意中を宜しく斟酌して互に誤解なからんとを希望す

松方社長對職工側委員第二回會見顛末

(九月廿五日午後四時五十分開始—同午後六時十分終了)

委員「この間お願ひをいたしました事に付まして今一度お話を伺いたいと存じまして参りました私共は社長さんを眞の親の如く思ふて居りますので今日は……」

社長「……一寸待て、今日お前方に會ふ前に聴いて置きたい事がある、今日は先日と同じやうに工場長も、伍長も來てゐるのだらうな……、事が間違つたら不可んから……今日は随分問題になつてゐるから不都合のないやうに新聞記者の偉らい方も見わたる……先達てお前方から嘆願書が出たから俺は返答して置いたが、あの時はお前だつたかねわ「社長は全然拒絶ですね」と云ふたのは……あの返事は何う云ふ風にお前達の仲間に報告してくれたか、其の報告の模様を聴いて見たいがね。俺は必ず此處にお前方が並んだのちやから返答が……報告があると思ふ。重立つた仲間へ報告は何うしたね、其有様を聴いて置くと餘程参考になるだらう……」

委員「エ。……條項の第一條につき八時間労働を原則として考慮中であつて。第二、第三第四の問題は先づ大體に於て聴き容れられたものと思ひまして……其時に一般の者が不安の念を懷いて居り早く様子を知りたいと苦しんで居るものですから、紙に書いて配布りました、五六枚……」

社長「五六枚……、お前の處では何人居るかね……」

委員「約八百人位です」

社長「夫れに五六枚……、次にお前さんの方は何んど報告してくれたね」

委員「私は旋盤工場でありますが、實行委員の人々がありますから其實行委員の人の手から
開通知するやうに申しました」

社長「通知したか、せぬか判らないな」

委員「通知した事と思ひます」

社長「次にお前さんの方は……、今日は皆んな一々聴くぞ」

委員「私共の方でも大體さう云ふ風に話を申しました」

社長「お前さんの方は如何云ふ風にしたね」

委員「私は木工の方であります、實行委員の責任上私は必ず報告する事だと信じて居りま
す」

社長「さう信じて居るので通知したか、しないか判らないね」

委員「私は實行委員の責任上傳へてくれたものと信じます、實行委員の責任として必ず傳へ
た事と信じます」

社長「お前の方もさうかね……」

委員「私は組立工場であります(雑音低聲聞取れず)傳へられて居りました」

社長「お前さんも」

(此間二三人一時に發言するものありて聴取し難し)

社長「……お前さんだつたかね、五人家族論をした人は……さうだつたね其次の……お前さんは」

委員「組立の運搬工で御座います、やはり同じ事で御座います」

委員「粗立工場の一般から代表されて、實行委員百名の中から選抜されて來た者で御座います、皆一切諒解の行くやうに、こちらは自分の責任上全う報告して(數字不聽)假に其實行委員から……職工皆んなに合點の行くやうに云ふてくれと云ふので全部へ知らしました、それでもまだ不安と思ひましたから(二三語不聽)聴いた處が判りました、併しながら第一項(二三語不明)聴かんと云ふ(以下五六語不明)

社長「お前さんは」

委員「私は先程申しました」

社長「今日は餘程形勢が變つたな……お前さんは何處」

委員「私は旋盤の方です」

社長「そちらは」

委員「私は造機旋盤です」

社長「お前さんは」

委員「鍊鐵工場です」

社長「次は」

委員「製罐工場です、實行委員に徹底するやうに……」

社長「お前さんは」

委員「(二三語不聽)で御座います雜工(?)と(三四語不聽)實行委員によく徹底するやうに云ふてくれるやう申し傳へました」

社長「お前さんは」

委員「リベツト、カスマで御座います」

社長「お前さんは」

委員「第二機械工場で社長さんに會見するのは今日が初めて、御座います」

社長「其次は」

委員「私も委員に傳へました、社長さんの云はれた事を傳へました」

社長「次は」

委員「模型(?)工場で今日が初めて、御座います」

社長「其次は」

委員「旋盤工場で御座います」

社長「そしてお前方がよく通じた後で皆んな仕事を止めやうと云ふ事になつたのか、それと

も又初めから其方針であつたのか、それを俺は聴きたいがね、其邊の事をだね……熟慮の上此怠業になつたのかと云ふ事を一寸聴きたいがね、(暫く双方無言)

委員「私は造機の組立工場(?)へ(二三語不聴)休憩時間に……」

社長「一寸待て、休憩時間とかいふのは……何時頃じやつたね」

委員「十二時七分位で……」

社長「十二時七分なら休憩時間と違ひはせんか」

委員「イヤ私が間違ひました取消します」(此時三四人發言する者ありて不明)

社長「まあ待て、ドウも俺はさう思ふけれども、親の心子知らずでね……」

委員「……それから私が歸りますと待つて居る、茲に於て會見の報告がありました其以後に

怠業が始まりました」

社長「怠業をせよと云ふた者が居るのだらう」

委員「そんな者は居りません(委員中發言する者多く中には斷じてありません、誓ひます等

の語を發する者ありて暫らく聴き取り難し)

社長「お前は怠業するかと云つたら其時左様な(此時委員中より四五人發言する者あり中に

「違ひます」と云ふ委員あり)俺がお前方の條件第一を採用しない意見を簡單に言はう……

……お前方の理由とする處は……あれは生活難で困ると云ふのである茲にある書類を見る

と上の人も下の人も同じやうに賃金を上げよと云ふのである、第一に意見の違ふ所は此

書類を見ると上になれば上になる程率が多くなるぢやないか、伍長心得などは割がよくはないか、下に居る者は割が悪いね、下に居る者はそれだけ賃金も低い従つて生活難も多い譯だ、下の者はど氣の毒なものだ、之れに氣が附かないかね……其理由だけでも採用しないのだ、ドウだ俺の理窟が悪いかね……それにはどうしても色を附けなければ不可んと思ふ、それでないと下の者はど困るではないか、生活難と云ふがお前も五合喰へば俺も五合喰ふ下の者も上の者も同じやうに喰ふのぢやがね……」

委員 私共はあの願の第二、第三、第四は大體に於て聽き容れて下さつたものと見て問題はつまり第一だけであれを聽き入れて下さらなかつたから皆拒絶されたものと思ふて……私共は第一に重きを置いたのであります、處が社長殿は八時間労働を原則として考慮中であると云ふ事を言はれたが第一の問題は拒絶するとは云はれませんでしたがまだ……社長、あの時それでは全然拒絶ですなと云ふて立上つたのはお前だつたかなア、まア、言葉争ひは止めやう……」

委員 要するに社長の言葉では八時間労働に就て今考慮して下さつて居るらしい、其の八時間労働は講和會議の當時から世界的の大問題となつて喧しいが、あの第一條件の方は物價騰貴による生活難を考慮して頂きたいと云ふのであります、そこで願申しました事は社長殿も充分お話をされたお考へでしやうが私共が職工の方へ傳へるには何と云つて好いか判らない、其後社長殿は何んどか又私共に御返事を下さつた事もなく職工の方で

かい、俺は友愛會を排斥などするものぢやない……颯波お前にも此事は話したと思ふがなア……」

颯波(工場長)「聴きました」

社長「俺は此中から怪我人を出したくないのぢや、此の中から怪我人の出ない事を非常に祈つてゐるのぢや、又お前達がこんな事をしてくれて萬一生活に困つて居るやうな者が出来たら俺は眞個に心配するんだ、俺はお前達を信じ切つてゐるのぢや、お前も俺を親と思ふて居りますと云ふ位なら、まアさう窮窟にならず話をしやうぢやないか、俺は先達でも云ふた通り一人でも氣の毒な人があれば相當の事をしたいと常々から思ふてゐるのぢや、それに今度の事件などを仕出來して世間を騒がし新聞記者の方へもお氣の毒の事ぢや、皆さんは世間に通信をさるゝのが任務であるが今度は大變に世間に心配をかけて居るやうな次第で……お前方は伍長心得とか皆古い者許りだから注意をしてくれるのがほんどぢやないか」

委員「さういふた事もありましたが……」

社長「注意をしてくれたのなら誠に良い心掛ぢや……」

委員「殊に眞鍮のやうなものなどは皆んな箱に納めて間違ひのないやうにした工場もあります、社長も工場を御覽になりましたか知らんが……」

社長「俺は殊更に工場へは行かんのぢや、若し行つて皆んなの働かん處を見たら、何うにか

しなくちやならん、さう云ふ譯で殊更に行かなかつたのぢや、判るだらう」

委員「エー、要するに第一項の願ひでありまして、究竟生活難の救済で御座いますが、何んとか此處で御返事を頂きたいと思ふので御座いますが……」

社長「前にも云ふた通り今の状態では逆も俺の眞意が判つてゐない、俺は俺の考へがある、今も言ふた通りお前方のやり方は不可ない、採用しない、ト云ふのはこれはお前方のみならず日本の労働者の爲めにも決して好い事ぢやない、つまりお前方の最終の利益（七八語不聽）増給しなければならんと調べつゝあるのだ（五六語不聽）近いうちに其方法を執らうと考へてゐるのだ、然るにお前達が勝手なことを云ふて……俺とお前達と意見が一致しないんだから……」

委員「一寸社長さん、新聞記事で御座いますがね、あれにつきまして、社長さんのお話を見ますると社長さんに告げる（以下數語不明）」

社長「お前達がさう聯合して斯んな事をやるやうなれば或は要求は容れないかも知れん、外の工場へやるかも知れん……」

委員「皆も色々心配して居るので御座いますから、八時間勤務にしても、或は歩増しにしても殘業にしましても（三四語不明）満足するかしないかは知りませんが……問題は別になつて居りますから工場の職工にもよく通じまして……」

社長「澤山の人々が五六枚位ではとても判るまいぢやないか」

委員「モット徹底的に通知するやうに致します」

社長「こんな勘違をして呉れて日本労働者の爲になると思ふか、巧く解決が出来ると思ふか、俺は度々繰返す通りお前方の敵ぢやない、夫だけは茲に斷言する、然るにお前達は世界的に卑劣と云はれてゐるサポターヂユなどをして、情ない、世界ではサポターヂユに同情する人は一人もない、サポターヂユをやる位なら男らしくストライキをせよ、そしてするならば俺が一番に工場長や伍長に話をしてやるさ、ハ、ハ、ハ、ハ、ストライキは世間にも同情がある、同情を得ると得んとは非常な相違ぢや、お前等がストライキを採らずにサポターヂユを採つた事は誠に遺憾である、會社の遣り方が悪いと云ふて自分は會社に出ながら仕事をせず……それでは餘り無理な註文ぢやないかね……」

委員「何んとか確定したお言葉を吾々に下さいとお願するので御座います」

社長「俺はお前達に俺を信頼せよと云ふのだ、俺はお前達と意見が違ふかも知れんが、此前にも増給すると云ふので夫れを宣言して相違なく實行した、未だ曾て宣言を無にした事は無い、それでもお前達は俺を信用せぬと云ふのならは仕方がない、信用するとせぬとは其人々に依つて違ふのぢやからな……又俺としてはお前方を信用しない、何故ならば此の重大事件を惹き起すやうなをして置いて、單に通知したものと信じますとか、通知するやうにして置きましたなどいふのは餘りに誠意がなさ過ぎる、或は此サポターヂユをやらした者が、あるのぢやないかね……ドウぢや、無いかね……野倉……お前は皆

がお前を親方々々と云ふさうぢやが、お前は友愛會に入會つて居るのかい……」
委員「入會つて居ります」

社長「友愛會も結構ぢや、決して友愛會を敵に取るのぢやない……」

委員「併し友愛會の役員は約一割か二割しかないと思ひます」

社長「お前も友愛會かい」

委員「さうです」

社長「お前は」

委員「違ひます」

社長「お前は」

委員「會員であります」

社長「お前は」

委員「あります」

社長「お前は」

委員「あります」

社長「ハ、さうすると一割や二割では……」

委員「社長、それは違ひます、私達の云ふたのは役員の事を申したのです」

社長「ハ、さうか……兎に角俺を信じてくれ、確か米が五十三錢になつた時だつたと思ふ、

これは大變と思つて直ぐ其日に増給した、そして七月十五日午後だと思ふ、十六日の勘定からやれと云ふた、それから七月二十二日かに之れはとても又増給せんければ不可んからと考へたからドウか皆調べてくれと言ひ渡し下調に奔走して居るそれに今度こんな事を仕出來してくれて俺は天下公衆に向つて誠に濟まん事をしたと云ふ感じを持つてゐる、今日も一部の人がからお尋ね下さつた時にも實に恐縮したのちや、併し決して俺はお前方を憎んでは居ない、無論敵だなどは思つてゐない……」

委員そこで御座います社長が其れほど思つて下さつてゐるのにつきましては何んどか少し確かな事を聴かして頂きたいのです」

社長お前方の行動は間違つてゐる、さうちや無からうか、俺の言葉を信用せず、天下を騒がしてゐるのちやものね……俺などは當然の事をしたものとは考へてはゐない」

委員今まで職工は會社の爲にどのくらゐ努力したと云ふ事を社長はよく諒解して下さつてゐるのですか」

社長エ、もう居るどころぢやない」

委員其職工が今日生活難の爲め非常な苦しみをして居る事を御推察下さつたなら……私達は其事を嘆願したのですが、其事につきまして社長から確なお言葉を聴かして下さつたなら定めし斯んな間違ひは起らなかつたかと思ひます」

社長最初からお前達がサポーターヂュをやらうといふ方針でやつたのちやないかね」

委員「サポターヂユの方針では無かつたのであります」

社長「誰だつたか、此前そんな事を云ふた者があるやうに思ふが……」

委員「そんな事を言つた者は一人もありません」

社長「野倉……お前もさう思ふかね（二三人發言する者ありて聴取し難し）」

社長「お前達はさう思ふかも知れんが俺は確か聞いたやうに思ふ後になつて兎や角云ふのは不可ないから今日は速記者を頼んである、あの時は概要を筆記したものであるから間違つて問題になつては不可ないから出さずに置くが……（數語不明）」

委員「初めからそんな事をやる心算なら何も社長さんに嘆願するやうな事はしません……社長さんは充分部下に同情を持つてゐられるからと信じてお願いしたのです、ですから職工一同が満足する爲に何にか確な事を聴きたいのです確かな言葉を聞きましたら一同が満足するだらうと思ひます」

社長「返答もだが明日からも尙ほ引續いてサポターヂユを續けて居つたら始末が出来ない」
委員「私共は責任を持つて居ります、秩序を保つ事もして居ります（此間雜音不明）満足なるお言葉を聞きましたら自分達は勿論職工一同働かぬと云ふやうな者は一人もないと信じます、今は皆一樣に不安を感じて非常に待つてゐるのですから私共の身になつて見ますると何とか報告をしなければならぬのであります」

社長「お前方に聞くがね、先達の拂日に金を集めたさうだが、あれは何んと思ふて集めたの

かね」

委員「それは集めました、其金は實行委員百名の内（雑音數語不明）各工場に保管してあります萬一の事がありました時に……即ち萬一犠牲者でもありました時に……收監された時とか、其他間違の起つた時とかに救濟する考へで……自分の運搬工の方でも十九日夜各自一日分の金を徴收した譯であります」

社長「マア皆んな、煙草でも喫めよ喫みながら話をしやうではないか」

委員「組合の中で若しも作業中に過つて怪俄するとか病人でも出來るとか又は一週間以上休業した時に本人に對し……又今度のやうな要求を提出して此際怪俄でもした時に其者を救濟する心算でもつて……」

社長「お前の方だつたかな、十二年も勤めて居て賞與を貰はん者のあるのは」

委員「私の方ですか、ハイ十二年になりますがまだ賞與を貰はぬ人があります」

社長「お前は何年居るね」

委員「私は足掛六年居ります」

社長「お前は何年目に伍長心得になつたかね」

委員「四年目だと思ひます」

社長「さうか、一方の者はドウだ、よく勉強して働くな」

委員「自分より六七年前に来てゐるのでありますから私の來るまでのことは知りませんが聊

か怠けるといふ風はあります、併し今日では精勤して居ります」

社長 さうか、それは結構ぢや、併し能く考へて見よ、お前の言ふ通り怠ける者にはドウも賞與をやれんではないか、何んとかしてやりたくも、仕事を怠ける者には何うもしてやり方が無いぢやないか、そこはお前達も能く考へなければ不可ない、今度でもその通り功勞のある人達にはやると云ふ事になつて居るんだ、其邊を聞分けて明日から仕事をしたら如何か」

委員 今日中にでも會社の方で出来るやうにして頂けばするのであります、つまり仕事をします前に成るべく之れを（雑音數語不明）……物價も益々騰貴して居りますから（數語不明）何とか誠意ある御回答に接しません以上はやれないと申して居ります（以下雑音聽き取り難し）

社長 よし、お前は小供を持つてゐるかね」

委員 持つて居ります」

社長 お前も持つてゐるか」

委員 持つて居ります」

社長 お前達は俺を親ぢやと云ふ、俺はお前達を小供と思ふ、俺は夫だけお前達を眞個の道に立歸らしてやらうと思ふのだ、之れをやらうと思へば何時かやるよ之は可愛いからやるの憎いからやらぬのと云ふ譯でないのぢや、俺の立場も少し考へて見てくれ、お前方

の立場からすると社長は不親切ぢや不誠實ぢやと思ふだらうが小供が身體の具合の悪いのに饅頭をやらうと云つて夫れを喰はしたら忽ち胃を損ねて益々身體を悪くすることになるだらう、夫れと同じやうに俺はお前方が非常に可愛い、だからその身體の悪い小供には先づ治るまでやれんぢやないか、働けよまア俺を親と思ふてるのなら信じてくれよ委員、社長さん、私はさうは思ひません、小供が駄々を捏ねれば私は先づ其れを喜ばす爲に或るものを與へ、而して後初めて仕事をさせやうとするのであります、さうすると小供は喜んで仕事をやります」

社長「所がそれは不可ん、菓子を呉れたら悪いと知りながら其れをやるのは却て非常に不親切なやり方だ」

委員「然し社長さん、私は前にも申しました通り先づ働きたい者にはそれが出来るやうな言葉を下さいますして其後の働きを見たら好からうと思ひます、それで私共は常に働く者の交渉委員となつて……」

社長「お前何んとか云つたな、青柿か……何處だつたかね」

委員「(一語不明)工場であります……只今社長さんの言はれました處によりますと皆一生懸命に仕事をやれ、仕事をやつたら社長さんはヨリ以上の事を……」

社長「待つてくれ、ヨリ以上の事とは……」

委員「今日まで一生懸命に仕事をやつてゐる者が社長のお目には留りませんのですか」

社長「イヤそんな事はない」

委員「社長さんの方でも吾々に對し幾何か賃金を上げてやらうと思はれて居るのですか」

社長「そんな事は云はん方が好い、お前達の働きやうが判らぬ事はないのだから其の働き振りに依つて俺に考へがある、兎も角も働くに限るよ」

委員「社長さん、一寸申します、十五日の正午(雑音數語不明)吾々は矢張り充分に仕事をしなかつたと思はれるんですか又は充分に仕事をしたものと思はれるんでせうか社長さんはドウ云ふ風に思つてゐられるのでせう」

社長「俺は今日でもお前達が仕事をしてくれる事を望むのである」

委員「社長さん一寸待つて下さい、十五日までの事を云ふのです……あれまでのやうな状態なら貴方は増給をしてやらうと云ふやうな口吻で御座いましたから其事を一同に傳へやうと思ふので(雑音不明)早く云ふたが好いと思ひまして部長さんの手許まで嘆願書を提出した次第であります」

社長「二圓の者に七割増給して更に五割の歩増しをせよといふのだから都合五圓十錢になる譯だが曩に米が五十三錢になつたときに給料を一割引上げたことをお前達は知つてゐたらう、一割ならば左程でもないが五割と云ふと、お前達は機械のダイヤモンドを見ても判るだらう大きな違ひぢや、それに十八日朝嘆願書が俺の手元に届いてお前方と會見したばかりなのに即日正午までに回答せよといふ、そんなことが出来るか出来ぬか一寸

考へても判るぢやないか、だからお前方も歸つて仕事をした方が好くはないか」

委員「社長さんはさう云はれますが吾々はお土産なしに歸つて只仕事をせよと傳へる事は誠に辛くて此の場合逆も出来ないであります」

社長「お前達は俺を信用せよ、信用しなくちや不可ん、情ない事には一般社會でも斯んな最も卑劣な事をやつて……併し乍ら誰かお前達に斯うせよとサポターヂを教へた者があゝるのだらう、これは佛蘭西語のサポターヂと云ふてね千八百九十年に南歐洲で行つた事あるが之は歐洲では大變に卑劣な行爲として人々から排斥されて居るのである、これは全く不可んやり方ぢや」

委員「私達は決して好んでやるものではありませんが日本の法律ではストライキをする事が出來ないやうになつて居りますから」

社長「お前方が考へて見てもお前方自身の責任の輕くないことが判るだらう、夫故何うか工場に歸つてお前方が皆の先になつて仕事をやつてくれ、さうしてア、一時の過ちであつたと皆が悟つて働いたなら俺にも亦考へがあるのぢや、ドウでも斯うせよなどゝ無理なことを言はずになア俺の身にもなつて見てくれよ、頼むぞ、俺もお前達の身になつて考へてやるんだからな」

委員「充分諒解しましたが、さうすると社長は……」

社長「大丈夫……」

委員「吾々の報告が（雑音不明）」

社長「モウ大抵俺の意のある處を察したらうと思ふから今日は之れで止めてお前達は皆の者の先に立つて仕事をやつて見たらドウかね」

委員「解りました、働きます、此事を充分徹底するやうに申しましてから働きます」

委員「充分に通じる事を致します、飽までも意志の徹底を努めますが……」

社長「夫れが物の順序ぢやよ、明日の朝になつたらどれくらゐ働いて居るか云ふ事を俺に見せてくれ」

委員「それでは何んで御座いますか今日は吾々の主張が充分にお判りになり又皆が仕事をすゝるやうになりましたら社長がお言葉を下さいますと通ずる……一日も早く……」

社長「充分に働くんだ、お前達も諒解してくれ、俺もお前達の云ふ事は判つてゐる」

委員「其旨を通じまして一生懸命に仕事をしましてその曉には社長さんが何んとか方法を講じて下さるんで御座いますな」

社長「さうなくとも仕やうと思へばするんだ、好いか今度の事なども俺がチャンと考へてゐるのにお前達が茶々を入れたんぢやないか、判るかい、茶々を入れて置いて色んなことをする、マア篤と考へて見るがいよ」

委員「諒解しました」

社長「さうだ、諒解してくれ、何んとかしてやらうよ、判つたかね」

委員判りました」

委員「此事を一應通じまして仕事をするやうに努めます」

社長判つてくれて結構ぢや、それではマー同じ事を繰返すやうなもので皆の人にも御迷惑ぢやから好い加減に話を止さう」

委員「同じ事ですよく皆の者に通じる事にいたします」

社長併し一寸附け加へて置きたいのは特別賞與のことである、之に就ては俺の方でも色々心配して居たものであるが斯う云ふ事は人事の事で誰でも多數で出来るものでない殊に田中(取締役)さんなどは社用を以て二度まで西伯利亞に行かれ之が爲に調査も自然延びたけれど夫でも歸來常務を執られる以外に多分の時間を割て熱心に調査の歩を進められ又坂(取締役)さんもお前達の知つてゐる通り怪俄をされて手に繃帯をせられ若し其手を垂れたら血が下るといふ不自由な容態なるにも拘らずお前達の爲を思ふて調査に盡力をせられたやうな次第で、其の結果漸く阪さんの方は八月末、田中さんの方は九月の初めに俺の手許へ廻つたやうな次第で、俺も無論其事に就て充分調査を急いでゐるから此點は皆諒として貰ひたい」

委員「よく判つて居ります……」

社長「夫れから今一つ云ふて置くが現に實行して居る臨時手當も所員の方は此前本給に繰入れたんだ一旦附けた手當をどんな事情があつても今更取消すなどの事は出来るものぢや

ない、それは官廳でも會社でも同じ事ぢや、其位の事は俺にもよく判つてゐるよ、お前達の方も繰込まうとは思つたが當時之を繰込めば必ず後に世間で附ける時分になつて又其上にも望んで来るぢやらうと思つてゐたから繰込まずに置いた處が……案の定云ふて來たぢやないか、丁度俺の思ふ通りだ……」(以下雜談省略)

松方社長對職工側委員第三回會見顛末

(大正八年九月廿七日午後二時二十分開始—同四時四十分終了)

社長「今日はお前方から何か話すことがあるといふことちやが什んなことか聞ふか」

野倉委員「一昨日社長さんのお話を承はりましたして職工の一般投票を行ひましたが更に今日と

なり全工場を通じ實行委員だけ工場に集まり態度を決した譯であります」

社長「そこで聞くが、其の一般投票とは什んな工合に行つたのか其の行り方を聞きたい」

野倉委員「ソレは各組員が各工場に集まり一般の職工から投票を行つたので、中には既に投票してゐたものもありましたが此の投票は一般の意見が不一致の場合に限り行つたものであります、そして夫れは昨日午後一時よりのごさいます」

(此時松方社長は列席者一同に向ひ皆さん何うぞ煙草でも喫んで下さい、ドウちやお前達(職工側委員を指す)も喫めよ俺も喫むからといふ)

社長「其の投票の結果何うちやつたか子」

野倉委員「それは既に新聞紙上にも出てゐる通り社長一任説と社長に一任せずとの二説に分れて投票の結果三十六票の差で社長一任説が敗れたのであります」

社長「二三回も投票したやうちやが何うか子」

野倉委員「一回やりました」

社長「一回は仕方ないやつたかナ」

野倉委員「一回は各實行委員で投票せよと云ふたのを各工場委員と間違へ一工場で三人の中一人しか投票しない處もあり交渉委員を別にした處もあり又當日來てゐる交渉委員數で行つた處もあります」

社長「色んなやり方を行つたんぢやなア、そして今日の要事は……」

野倉委員「今日は別段投票の形式を執りませぬが實行委員に今後何うするかといふことを決めさせて夫から交渉委員を集め協議した所結局吾々の要求が貫徹されるまで一同休業することに決しました、夫故此事を申上げる爲御會見を求めた次第であります」

社長「それは色々御苦勞だつた、併しお前達が休業するならせよ當所の規則には確か三日間休業するときは除名することになつてゐる筈ぢや、これはお前方も能く知つてゐることと思ふが……」

野倉委員「其事ですが、成程三日以上無届缺勤した者は解備せられることに規定されてあるやうに信じます依つてお届けさへすれば好いかと思ひますが如何でせう」

社長「左様、其通りぢやが休んで付うするといふのかナ」

野倉委員「それですから、休んで御返事を待たうといふ意味なんです」

社長「成程休業のとは解つた、所が先達でも話した通り俺はお前方の増給や其他色々會社の改善を行ふことに就て疾くより苦心してゐる、尤も中には不満足な點もあらうが出来得

るだけ良くしやうと仕たことはお前方も承知してゐるだらう、そこで今これから話すことは實はモ少し早く發表したかつたのであるがお前方が今度のやうな事を起し夫れが邪魔になつて仕方がなかつたので其の運びに至らなかつたのぢや、併しながらお前方が早く復業し従前よりも一層進んで仕事をしてくれただけなら會社の爲め一般事業界の爲め將又お前達の爲め會社案を提出しやうと仕てゐたことだけは解つてゐるだらう……兵庫工場と外一ヶ所(葺合工場)の中兵庫の方の一部分は一時お前達と同じやうなことを行つたけれども其後は皆穩なしく仕事を仕てくれてゐるので實は今日會社の案を發表したのである、俺はお前達の人格を重んじ夜市の植木屋に對する如く五十錢に負ろとか、七十錢に負ろとかいふやうなケチなことは言はぬ、俺は俺の信する通り斷行するのであつて即ち今日之れを兵庫と葺合との兩工場に發表した譯である、お前達は休業するさうであるが中には此まゝ造船所へ戻つて來ず再び逢へぬか分らぬものもあらうと思はれるから今朝讀させる會社案を能く聽き取つてくれ……」

(小高根庶務課長代理朗讀)

訓 示

兵 庫 工 場
葺 合 工 場

豫て従業員優遇の目的を以て就業時間規則日給及び割増し改正のことは去る七月廿七日

各部長各課長に調査を命じ尙考慮中なりと明言したりしが今般左の通り改正し來る十月一日より實行す

營業時間改正

午前六時三十分	招	集
同 七時	就	業
正午十二時より零時三十分迄	食	休
午後三時三十分	停	業

日給賃銀改正

日給は就業時間八時間に對し從來の十時間と同額を支給し更に從來支給せる歩増七割は此際本給に繰入れ支給す

但從來の七割歩増の制度は爾今之を廢止す

低給者特別増給

以上は一般職工に對する賃銀の改正なるが尙從來の本給一圓五十錢以下のものに對しては特に左の通り増給す

一、從來の本給一圓以下のもの金二十錢

但丁年未滿及女工にして從來の本給七十錢未滿のものに對しては金十五錢

二、從來本給一圓二十五錢以下のもの金十五錢

三、從來本給一圓五十錢以下のもの金十錢

但右各項共制限以上の日給者にして其れ以下の増給者より低き勘定となるものは其の増給者と同額迄繰上ぐるものとす

殘業歩増

八時間終業後の殘業に對する從來の支給方法は之を廢止し左の通り改正す

殘業賃銀は一時間に付日給の八分の一の割合にて支給す三時間以上の殘業に對しては一時間に付日給の八分の一の割合にて計算せるものゝ外更に左の歩増を加給す

三時間殘業	日給の	一割
四時間	同	二割
五時間	同	四割
六時間	同	四割五分
七時間	同	五割
八時間	同	五割五分

徹夜(引續き廿四時間作業の場合)に對しては日給の四日分を支給す

但工場の性質上毎日晝夜交代を要するものに就きては別に之を定む

抑此度從來の一日就業十時間制を改め八時間原則を採用したるは主として従業員の健康

を保持し其幸福を増進するの目的にして將來に於ては従業員も敢て生活難を訴ふることなく資本家亦失ふ處なく勞資共に其の利益を享有し我工業界の爲めに資する處あらんことを期するにあり然るに今日直に八時間制を嚴守することを得ざるは奈何せん戦後に於ける世界平和戦争の益々劇烈ならんとするの際我工業界は猶過渡の時代に屬し四圍の事情亦之を允さず已むなく此原則のみを採用することとせり則ち來る十月一日より八時間を定時とし從來の本給に其の割増を加へたる合計額の日給を支給するものにして其の結果として工費の膨脹を來すは會社の苦痛とする所なれども斷然之を決行したるは前述の理想に達せんとする階段の第一歩なり今後従業員は各自彌々人格の向上に勉め權利義務の本領を了得し各自の自信力を増し徒らに附和雷同することなく而して他方に於て日進月歩の學問は技術の先驅なれば孜孜として學理を研究し智識を啓發し技倆を進め以て能率を發揮し生産を増加することを期すべし従業員諸子能く此主旨を體し成績を擧ぐるを得ば當會社は勿論工業界も齊しく此原則採用の有利にして其の過らざりしことを自他共に認識するに至り所謂勞働問題を解決するに裨益することも多大ならん諸子克く自重し國家の爲め各自の爲め將又會社の爲め切に努力あらんことを希望す

社長、只今朗讀させた通りである、本社の方では早く此通り實行したいと思ふが如何せん、今日のやうな状態ではオイソレと實行することが出來ないのである、偕て此の改正賃金を數字で現して見ると従前本給五十錢のものが今度は一圓となりこれが十時間働らけば

従前八十五錢のものが一圓二十五錢の収入となりお前達の要求してゐる一圓二十七錢に比べると僅に二錢の相違に過ぎない、若し此の五十錢の者が十二時間働くとすれば、元一圓十二錢のものが一圓七十錢となりお前達の要求せる一圓七十七錢に比べて亦七錢の相違である、又従前七十錢の者は一圓三十九錢となり、これが十時間働くとすれば元一圓十九錢であつた者が一圓七十三錢となりお前達の案の一圓七十八錢に比べると五錢の差である、更に之を十二時間だとすると従前一圓五十六錢の者が二圓卅六錢となりお前達の案の二圓四十九錢に比べると十三錢の差である、又従前一圓の者は一圓九十錢となり十時間働けば元一圓七十錢の者が二圓三十七錢の収入となりお前達の案の二圓五十五錢に比べると十八錢の差である、従前一圓三十錢の者は二圓三十一錢となり十時間働けば元二圓二十一錢であつたものが二圓八十八錢となりお前達の案の三圓三十一錢に比べると四十三錢の差である、これが十二時間働くとすれば元二圓九十一錢の者が三圓九十二錢となりお前達の案の四圓六十三錢に比べると七十一錢の差である、従前一圓五十錢の者ならば二圓六十五錢となり十時間働けば元二圓五十五錢のものが三圓三十一錢となりお前達の案の三圓八十二錢に比べると五十一錢の差となる、更に之れが十二時間働くとすれば舊収入三圓三十六錢のものが四圓五十錢となりお前達の案の五圓三十四錢に比べると八十四錢の差である、元一圓八十錢のものは三圓〇六錢の日給となりこれが十時間働くとすれば舊収入三圓〇六錢のものが三圓八十二錢となりお前達の案の四圓五十

九錢に比べると七十七錢の差である、更に之れが十二時間働くとするに舊収入四圓〇三錢のものが五圓二十錢となりお前達の案の六圓四十二錢に比べると一圓二十二錢の差となり元二圓の者は三圓四十錢となり十時間働けば舊収入三圓四十錢のものが四圓二十五錢に當りお前達の案の五圓十錢に比べると八十五錢の差であるこれが更に十二時間働けば舊収入四圓四十八錢のものが五圓七十八錢となりお前達の案の七圓十四錢に比べると一圓三十六錢の差である、元三圓の日給者は五圓十錢となり十時間働くときは六圓三十七錢の収入となりお前達の案の七圓六十五錢に比べると一圓二十八錢の差である、更に十二時間とすれば元六圓七十二錢のものが八圓六十七錢となりお前達の案の十圓七十一錢に比べると二圓〇四錢の相違である、又五圓の日給者は八圓五十錢となり十時間働く時は十圓六十二錢となりお前達の案の十二圓七十五錢に比べると二圓十三錢の差となり更に十二時間労働する時は元十一圓廿錢のものが十四圓四十五錢となりお前達の案の十七圓八十五錢に比し三圓四十錢の差となる勘定である

以上述べた所に依りお前達の要求と俺の案とを比較對照するにお前達の案は上級のものほど好くなつて下級のものは其の割に好くならぬ、斯んな亂暴な案には何うして同意することが出来るか、これを惡意に解釋すれば唯お前達上級者の収入を好くする爲に下級者をダシに遣つたものとも思はれる、併し俺は決してソウ惡意には取らぬが兎に角上下に著しき懸隔ある亂暴千萬な要求には斷じて應ずることが出来ぬ」

野倉委員「從來七割の歩増は上級のものも下級のものも皆一樣に貰ふてゐましたから、これを本給に直して其上に五割の歩増をして頂きたいといふのであります」

社長「先達でも話した通り歩増即ち手當といふものは永く續けるべき性質のものでない、夫故所員の方は先達て之れを本給に引直したのちやが、其際お前達の方も引直さうかと思ふたけれど之れを引直したときには他日又候何か要求して來るに相違ないと思ひ見合せたのである、處が果して斯んな要求を提出したではないか、然るにお前達の案は前にも述べた通り上に好くして下に薄く不公平極まるものであるから俺は賛成せないのだ、之が爲め尙ほ怠業することも休業することも夫れはお前方の勝手ぢや、何うなとしろ、一體今度の怠業に就ては一時工場を閉鎖しやうとも思ふたが、極端と極端で無い側とを考へ閉めるも開けるも同じことだと思ひ開けツ放しに仕て置いたのちや、俺の行らうとするに邪魔をするなどは毎々云ふ通りである、然るにお前達は俺を信頼せないといふお前達がソウいふ了見なら俺もお前達を信頼せないので、休業するなら勝手にするが好い、生活難で困るとか何とか云つて無理強に俺に迫つて斯様な騒ぎをやることは何事だ、今回の事件は實に川崎造船所に前例のないことで之まで職工から賃金の増給を要求されたとは一度もないのちや、賃金問題は全く俺の大切な責務で、成べく職工の収入を好くすることは俺の方針である、併し俺も神ではないから事の運びが遅くなることもある、其の遅くなるが爲に不満に思ふものもあらうがこれは致し方がない、兎にも角にも今度の

やうな事件を起したのには甚だ慚愧に堪へない所で神戸市は勿論廣く天下に對して謝する次第である、處がお前方は是から何うするか知らんがお前方の行動は畢竟お前方の勝手ぢや何うともするがいと、無理な註文をしてそれで天下の同情を得るなら結構ぢや、社長クソ喰へといふなら夫れも宜しい、俺は決してソんな考へではゐない、今日まで俺の行つた仕事を見よ、お前方は給料が少いからツて苦しむか知らぬが俺は亦主義として外國人を使はず成べく日本人により多くの仕事を與へ其収入を増加することに努力してゐる、現に俺が倫敦に居たとき電報が來た、ソレは造船所の手が空くから何う仕やうといふのであつた、そこで俺は職工が困ると思ひ當時餘り必要でもない昌福丸の建造に手を下すべく返電した、俺は夫れほどまでにお前方の爲め良かれかしと圖つてゐるのだ、それでも尙不滿ならば已むを得ぬ、そして其の不滿が正當と思ふなら何處へでも訴へるがよい、然るに今度の要求は何うちや、只上を好く下を薄くして顧みないといふのは非常な我儘ではあるまいか、米は上下の區別なく誰でも同じやうに食ふのぢや、ソレにお前達は斯な勝手な要求をして好いと思ふのか、等しく川崎造船所に居る人としての情合と一つ鍋の飯を食合つた關係上茲に忠告してやるのぢやが、さういふ我儘千萬な遣り方では天下は通らないぞ、俺は川崎造船所の職工が他所へ行つても川崎の職工は皆譯の判つた奴ぢや、仕事も能くやると言はれて見たい、之に反して川崎の奴は手も附けられぬ我儘ものだと言はれては獨りお前達だけの耻ではない實に川崎造船所の一大耻辱である、併

し今は既に萬事休す、唯俺の案はコレ／＼であるといふことを聞かせて置くから一同に夫れを傳へてくれ、無理に壓迫しても承知しないぞ、多勢を恃んで少數を輕んずるは大和男子のするべきことではないか、思ふても見よ今日は世界列國と争はねばならぬ大切な時である日本國民の大に注意せねばならぬ時である、彼の國際聯盟や労働問題の條項も俺は能く知つて居る、即ち「労働は商品にあらず」といふことがある、要するに労働は神聖ぢや、従つて賃金を負ろなどとは云はぬ、實際今日までヨリ以上尊敬を拂ひ過ぎてゐたかも知れぬが俺は唯俺の信ずる所をやつて來たのである、今日の場合八時間労働の原則だけでも實行しやうといふのは畢竟世界の趨勢に順應せんとするに外ならないのぢや、吾々は吾々同胞の爲を思ふて、他人が何と言はうとも斷乎として實行するのぢや、返す／＼もいふお前達が口に生活難を唱へつゝ無理な請求をして其の結果何うかといへば上級のものほど好くなつて下々の苦痛を顧みないやうなことになる、これは甚だ其の意を得るに苦しむ所で俺はソんな請求には斷じて應ずることが出來んのぢや」

野倉委員「伺ひます、先刻朗讀せられた賃金改正案は本社の職工が明後日から復業して従前通り働けば其の職工にも實行されるお考へですか」

社長「本社の職工と兵庫や葺合の職工と何んな差別があるか、其事は之までも何べん繰返し言つたか分らぬほどぢや」

野倉委員「ソレでは私達の歸るのを待つてゐる職工や既に歸宅してゐる職工へ明後日以後出勤して働けばコウして貰へるといふことを傳へましたなら……」

社長「一體お前達の態は何んだ、獨り此の松方を苛めるばかりでなく日本人中に今度のやうなことをやるものがあるとするれば日本人全體を辱しめる譯ではないか」

野倉委員「自分達はストライキをやるとか何とか聲を大きくして參つたのではありません、ですから本社の職工に對しても兵庫や葎合と同様實施のことを肯いて貰へませぬのですか」

社長「如何にも無謀なことを仕ましたといふことが分り誠實に働かぬ限り何とも云はれん野倉委員」然らば實際誠實に働けば實行すると仰しやるのですか」

社長「實行せぬとでも思ふのか」
野倉委員「イヤ、ソウ取られては困りますが、何だか私の願ひすることが肯かれぬやうに思はれますから……」

社長「本日兵庫と葎合工場に發表したことは多分明日の新聞紙に出ることゝ思はれるが俺は之れを實行する考へちや」

山口委員「私等は一萬七千の職工を代表して此處に參つたのですが社長は夫れを無視されるのですか新聞には發表するが私達には實行するともせないとも言つて下さらないのです」

か」

社長「實行せぬと思ふか、マアそんなことは言はんでもいゝ、全體の職工に俺の意のある所を通じてくれたら好いちやないか……お前方は相變らず赤い腕章を着けてゐるが、夫れを俺にくれよ記念の爲め額にして川崎造船所に斯んなことがあつたと後々までも傳へるやうに仕たいから……」

今井委員「私は鑄物工場のものですが、お言葉に従ひ此の腕章を取つてお渡しいたし明後日から全部復業させますから兵庫や葺合同様實行して下さいませうか」

社長「俺は此の事件の爲め辭職するのだ、男子が斯んな目に逢つて何時までも社長だなどいつてゐられるものか、お前方もチト男らしいことをやれ、労働者全體の恥だぞ、實際お前達の一舉一動は將來の勞働問題に影響するから其の要求は輕々しく解決することが出來んのちや、お前達はデモクラシーの意味が解るか知らぬが今度の事件が起つてから就業する職工があれば鐵槌を揮つて追蒐けるといふやうなことがあるとも聞いてゐる、そんなに人の自由意志を束縛するものちやないぞ、俺はお前達の意志は決して束縛せんつもりぢや、夫故お前達が俺に會はうといふなら直に會つて自由な申分を聽かうとするのちや、何しろ今度の事件の爲に特別賞與の調査も非常に遅れた、従つて曩に十月三十日にやるとは言つたが或は多少延びるかも知れぬ、これを延ばしても決して俺の責任ではないぞ」

委員の一人「私は職工を代表して交渉委員として参つたものですが、何分一萬七千といふ多数の職工や實行委員に對し只今社長から伺つたことを一々記憶して相違なく通告し明後日から全部復業させるといふことに困難を感じますから、何うか先刻朗讀されました賃金改正案(即ち八時間制)の謄寫版を一部頂戴いたしたい、之に依つて一般職工や實行委員に通じたいと存じます」

社長「可矣々々、何枚でもあるだけやる、併し尋ねるがお前達は何事も一から十までキチ／＼と云はねば分らんか子、畢竟口巧者が好いと思ふか夫とも亦事を實際にやつて行く人が好いと思ふか、斯んなこと位は充分解つて居らねばならぬ筈なのに連名して俺に迫るとは何事ぢや、言ひたいことがあるれば「社長さん斯う／＼でございませう」と唯夫れだけ云へば好いのだ、お前達は能く喋舌りもし學問もあるだらうが餘り智慧を濫用しては不可ない、前々にも云つた通り俺はお前方の敵ではない味方ぢやぞ、他人からは「職工の壓迫を受けた」と云はれたこともあるが其時にも「ナニ、ホンの内輪の者が彼是いつてゐるに過ぎないので」と返答して置いた位で皆俺が責任を負ふて決してお前達の不都合を外間に漏らしたことはないのぢや、それに何といふ詰問書ぢや、社長はノラクラで分らぬから特別賞與の期日を問ふて見てやらうなどゝは俺の頭に糞を引掛けたと同じだこれでは松方社長も職工に信用がないなど世間から云はれても何とも返す言葉がないではないか又五年間勤めて伍長心得になるものもあれば十二年間勤續して何にもならぬも

のもあるといふが、それには夫々理由がなければならぬ其の理由をも糺さずして我儘な
ことばかり言ひ募り無暗に人を傷つけるものではないぞ」

野倉委員「此際多くを語る必要はないと思ひます、只先刻社長の御話になつた不信任投票は三
十六票の差でありますが社長は夫れが悪いと思はれるのですか、夫とも明後日から一同
復業さへすれば分工場同様の改正案を實行して貰へましやうか」

社長「何とも條件は附けぬ、能く冷靜に考へて見よ、お前達は最初からして若し其の要求が
容れられなかつたら息業をやらうといふ了見だつたらう、即ち社長を取テマルべく非常
の權幕だつたではないか、併しそれも内輪の者のやることだから俺は何とも構はぬが唯
俺を信用せぬといふなら夫れまでだ、之れと反對にお前方が誠實に働いてくれれば俺に
は亦其の心算もある」

野倉委員「私共は今日までの交渉を一旦打切りといたし改めて今日お願ひに出ました所、社
長さんから斯んなことを發表されたとなれば之れを職工全般に通じ其の同意を得て更に
御禮に出ねばなりません、恰度使者の役目を承はつてゐるやうな譯で……」

社長「お禮に來やうと休業しやうとそれはお前達の勝手に俺は決して其の自由行動を妨げぬ
兎に角俺はお前達の誠意のある所を先に見たいと云ふのぢや、解つたか子」

委員の一人「能く解りました、皆に通じることにはいたしますから原則の寫しを下さい」
社長「在るだけ持つて行け、そして世間に耻を曝すやうなことをするな、皆解つたか」

(これより社長は一々各委員の答辯を促し委員は概ね起立して能く解りましたと答ふ)

委員の一人「私はまだ發言の機會を得ませんでした。が此際一言申上げます、實は先刻からの社長さんのお話を承はり内心非常に嬉しい思ひを致して居るのでございます、就ては明日は日曜日の事で當然休業いたしますが明後日からは誠心誠意會社の爲に働きたいと存じます……」

社長「八時間制といふより五割増しといふ方が世間の聞こねが好いから、斯んなことは新聞紙に出ぬやうに願ひたいものだハツハ、ハ、」

委員の一人「併し事實は事實として報道して下さる分には構ひませぬ」

社長「一體今度の事に就て幾度も幾度も新聞記者諸君の御足勞を煩はし其都度事件の内容が發表されてゐる、尤も中には随分間違つてゐることもあるが予(滿場哄笑)……併し俺は其の方々にお前方の不利益なことは決して話したことがない、又お前達のする事に就いて少しも探偵らしいことは仕て居らぬ、お前達は立派なものぢやと思ふてゐるが併し無理な要求など仕ては俺は兎に角世間が承知してくれないぞ、序でに話して置きたいのは俺が非常に残念に思ひア、人情は斯くまで輕薄なものかと感じたのは去る五月二十日執行した招魂祭のときのことである、此の招魂祭に當所の従業員で參拜してくれたものは僅に百人足らず(係員以外)に過ぎなかつた、俺は之れを見て無量の感慨に打たれたのだ然るに當日或る婦人が詣つてくれたから多分當地にある遺族でもあらうと推測して座席

を與へやうと仕た所がソウではない「私の忤が曾て川崎造船所の御世話になつて居ました、其後大阪へ移りまして程もなく負傷して死にました、多勢の方々の中には定めし私と同じ身の上の人もあらうかと存じましてお参りに來ました」と斯ういふ譯であつた、他人でさへも此通りであるに肝腎の當所の職工は百人足らずの參詣者に過ぎないのぢやお前達は生きた人には情誼を盡すが死んだ者には情誼がないと見ゆる、現に此前誰だつたか、今度のやうなことをするのは本意でないが情誼上已むを得ずといつたでないか、生活難を口にして生きた者に斯くまで同情しながら死んだ同僚を措いて顧みないとは何といふ冷酷サだらう、一體情誼と云ふものはそんなものぢやない、俺は侍々思つたよ、人間といふものは得手勝手なものぢやア、情ないものぢやと……又生活難だから給料を上げて呉れといふとは一通り聞わてゐるが、それも下級の者が可愛相だから上級者よりも餘計に増してくれといふのなら如何にも情誼のある申分だが上級の者はど率を多くし下級の者はど率の低いなどに至つては全然情誼を履き違へた仕打だ、俺は歐羅巴に二三年も行つてゐたが、五十幾歳になる男が一人ボチで一つ部屋に朝夕を送り斯まで長く滞在したのは何の爲だと思ふ、全く川崎の職工が仕事の材料に苦しまぬやう努力するの一念に外なかつたのぢや、唯商賣ばかりして儲けることに苦心した譯ではない、お前達も知つてる通り俺は工場内に散亂してゐる屑金でも粗末にはせぬ、石炭にしる、鑛石にしる、最初は皆労働者が暑い思ひをして掘出したものだ、之を粗末に取扱てはならぬ、俺

が工場内に寶函を設けたのも全く是等を粗末にさせない意味に外ならぬ、勞働は神聖なりといふことは俺も能く知つてゐるお前達も其の氣でゐるであらう、然るに一々判を貰はねば仕事をせぬやうでは味がないぢやないか、それで今までやつたことを悪いと思ふなら謝罪るがいよ、最前から俺の言つたことは交渉委員から夫々一般へ通達するのであらうが事實を間違へぬやう傳へてくれ、俺の言ふことに無理があるか己人として聞き、此處で先づ話を決めやうぢやないか」

委員の一人「決して無理とは思ひませんが、夫故これまでも出来るだけ能く通じた筈で、他の交渉委員にも私の傳へ方が好かつたか悪かつたかと聞いたほどでございます」

社長「然らば無理とは思はぬか」

委員の一人「無理とは思ひません」

社長「野倉、お前はどうか」

野倉委員「私、個人としては無理とは思ひませんが、皆のものに通じ得られるだけのお言葉を
得たいと存じます」

社長「次は何うだ」

委員の一人「無理ではございません」

社長「其次は……」

委員の一人「御無理とは思ひません」

社長「其次は……」

委員の一人「無理ではございません」

社長「山口、お前はどうか」

山口委員「私は野倉君と同意見で、此際兵庫葺合同様本社職工にも實行するといふお言葉を頂きたいと思ひます」

社長「其次は……」

委員の一人「無理のないことと思ひます」

社長「お前さんは……」

今井委員「私は前日腕章を外してお目に掛けた者であります、尙先刻も申し上げました通り此場に於て腕章を取外し之れを社長さんにお渡しして嘆願書を頂いて歸り（撤回の意味）一同に社長さんの御意見のある所を傳へ自分の一命に代へても満足なる結果を得んことを期して居ります」

社長「其次は……」

委員の一人「至極御尤もぢやと思ひます」

社長「其次は……」

委員の一人「己人としては御無理のないことと思ひます」

野倉委員「これから歸りまして社長さんのお話の趣を一般に傳へ、一般が何といひますか知れ

ませんが其の云ふたことを改めて社長さんに御返事することにいたしたいと存じます」社長「ソウするとお前達は何うするのか子、明後日は休業するといふ決議を仕てゐるやうだが」

野倉委員「歸つて報告致しまして決まり次第明日にでも御返事に上ります、それで愈々一般が復業することに決定いたしますれば明後日から相違なく就業することと思ひます」

社長「明日中に一萬六千の職工へ漏れなく通告するといふやうなことが出来るか子、お前達の通信機關は餘程巧く出来てゐるなア」

野倉委員「ソレは皆のものに毎朝新聞を見よと言ひつけてありますから神戸又新、神戸新聞、朝日新聞、毎日新聞を通じて能く通信方法が出来ております」

社長「新聞の方は俺も願ひして置くからお前達も能く願ひして置くがよい」

野倉委員「私は今回の事件に就き私己人でなく多數集團の意を受けて參つたのでありますから只今此席に於て斷乎たるお返事は致し兼ねます」

山口委員「社長さんは私達が命令せば職工が如何やうにもなるが如く思はれるから困ります」社長「ソレだけの手腕がないのか、俺はモット偉いものと信じてゐたのだがなア……尙云つて置くが投票は其日來てゐたものだけから集めるものでない職工全體から集めねばならぬ、夫れで無ければ眞に全體の意思とは受取れない、俺は聞いたことがある、職工中には早く就業したいと希望してゐる者もあるが多數の爲に其の自由を束縛されてゐるらし

いのだ、其やうなやり方は世間に通じない、モット立憲的にやれ、多勢で一緒にやることは易いが、少数で飽迄も踏ん張り自分の意志を貫徹するといふのが眞の男子ぢや、若し上の者が無理なことを仕たり言つたりするなら俺に云へチト語弊があるか知らぬが、お前達も早く本心に立歸つたが可からう、今日までのことは一時の出來心とし俺は喧嘩もせぬ、要するに俺はお前達の爲め良かれかしどこぞ思へ決して悪いやうにはせないのぢや、萬一會社の行き方に無理な點でもあつならば其時にこそ今度のやうなことをやれそれに何ぞや俺の方で考慮中だといふのに、斯んな騒ぎをやる、實に怪しからぬ話で、考慮中だといへば暫らく待つて居てくれよば可いちやないか、それにお前方は赤色だの黄色などの腕章を着けて下の者の意志を束縛する、實に残酷な行き方ぢやないか、併し今日はマア充分に解つてくれたらしいから結構ぢや、それとも尙ほ言ひたいことがあるなら何なりとも云へ俺は何でも聴くよ、お互の爲めだからナ」

今井委員「社長さん、私は曩に私の工場から差出しました嘆願書を今日頂いて歸りたいと思ひますが如何なものでしやう」

社長「返してやつてもいゝが社長に巧く胡魔化されて軟化したとか何とか内輪同志悶着を起して怪俄でもすると不可ないから、他日都合のいゝときに返してやる夫れまでマア待てよ……何しろお前達は多勢でいゝが、松方一人は今度こそ職工に仕てやられた馬鹿の骨頂だと世間から云はれてゐるぞ（笑聲起る）お前方情といふことを知つてゐるなら些とは

俺の心中を察してくれ、お互に情誼を盡し合つてこそ圓滿に行くのぢや、それで無ければ世の中は巧く行かんぞ、俺はお前達の爲にヨリ多く仕事させ一人でも餘計に日本人を使ひたいと心掛けて居る、それにお前達は食堂を設らへの何のといふがアノ狭い工場内に何うしてこれが作られるか若し作つたとすれば極めて不完全なものでお前達の氣に入らぬことは分り切つてゐる、だから夫よりも「ソんな土地があるなら何うか工場にお使ひ下さいそして一人でも多く職工を使つてやつて下さい」といつてくれよば俺はドレほど嬉しいか分らぬ、世の中は萬事思ふ通りに行かぬものぢやよ、そこでお前達の一時の失策は少しも俺の念頭に掛けてゐない、即ち過つて改むれば咎むべき所なしだ、失策はお互にあることだからナ、何うか今日お前達に言ふたことを皆のものに間違のないやう能く傳へてくれ、俺は決して皆を無にしてゐないどころか充分其の爲を圖つてゐるのだから子……」

多數委員「承知いたしました」

松方社長對職工側委員第四回會見顛末

(大正八年九月二十九日午後二時四十分開始||同午後四時二十分終了)

社長「嘆願書を提出した委員總代より又私に會見を求めたに就ては全委員の外に工場長や伍長も皆來てくれる方が好からうと思ひ是等をも集めた次第である」

野倉委員「先づ交渉委員十六名を代表して社長さんに御挨拶を申し上げます、吾々委員は不明にして是迄社長さんの誠意のある所を了解いたし兼ね従つて全職工に對して社長さんの眞意を通すること能はず遂に怠業事件を惹起するに至つたことは茲に謹んで陳謝する次第であります、就きましては一般職工に何等罪ある譯でなく全く吾々委員の不明の致す所でありますから一般職工を深くお咎めないやうに願ひいたしますると同時に曩に提出した歎願書をお下戻し下さるやうお願ひ致します、尙ほ社長さんは今回の事件を惹起したのは自分の不徳の結果であるから社會及び會社に對する責任上辭職するとの御話であります、之れが事實であるならば自分達は恰も赤子の慈母に離るゝと同様で忍ぶ能はざる所でございますから何卒思ひ止まつて頂きたいと存じます、今回此様なことを仕出來したのは畢竟吾々交渉委員の不明の致す所であるに、若し社長さんが吾々の懇請を容れられず斷然御辭職なされるに於ては吾々委員も晏然として其職に留まることは出來ません、潔く辭職して社長さんと進退を共に致したい覺悟でございます、最後に申し上げます、

は怠業中の賃金問題でございますが、此の賃金は素より一般職工より要求することは出来ませんが併し怠業の爲に仕事を遅らしたに就てはコ、一週間内一生懸命に働き其の遅らした分の仕事を取返す考へで一般に發奮して居りますから此事を社長さんに申上げてくれとの事でございます、何うか此邊お含み置を願ひます、尙ほ繰返し申上げます社長さんの辭職を是非共思ひ止まつて貰ひたいとは一般職工の聲でございますから只今此席にて斷然思ひ止まるといふ言葉を頂きたいのでムいます」

社長「ソ一すると重ねて尋ねるがお前達は私の誠意を疑つたのは悪かつた、今度のやうな事件を惹起したのは洵に相濟まぬ、畢竟交渉委員が私の誠意ある所を全職工へ充分に傳へ得なかつた結果であるから委員十六名謝罪する故一般職工の罪を問はないやうにして呉と云ふのか、然らば今日となり俺の意志が何うして一般職工に解つたのか夫が聞きたい」

野倉委員「昨日一般職工に社長さんのお言葉を通じ尙ほ本日午前九時から實行委員の集會を催し茲に初めて社長さんの眞意のある所を了解した次第であります」

社長「併しそれが何うして解つたのか實行委員に尋ねたい」

大橋電氣部委員「各組から二名乃至一名の實行委員が選ばれて居り何等か事のある場合必ず己人的に其組の二三人へ通知することになつて居ります、そこで今回も社長さんの意志は何うであつたかと聞きました所、吾々が斯んな事件を惹起したに就て社長さんは辭職されるといふことであります、此話が各組に知れまして夫れは如何にも氣の毒である」と

早速集會して只今野倉さんからも申し上げました通り留任懇請の協議を仕たのであります
松村造船部委員、私の方も各組の伍長に對し其の組を代表して全體の意見を聞いて貰ひ且貴方
がたのお話も其人から聞いて貰ふことにして居ります、是れは他の組とも皆同一方法で
あります」

長田造機部委員、私は造機部の長田孝周であります、私の方は交渉委員が歸られて實行委員全
部を集め社長さんからのお話を懇々と承はり充分に了解しました、今交渉委員たる野倉
さんの言はれたことは全職工一萬六千人の意志を代表して責任を引受て言はれたものと
思ひます又社長閣下のお話は恐らく徹底してゐない所はなからうと存じます、申すまで
もなく私の方は全部に能く徹底して居ります、尤も私の方は最初社長閣下にお任せ出來
ないといふ側でありました、其の理由は大體増給問題に就ては閣下も之れを必要と認め
られてゐるが其の要求の程度が不當であるから全然應ずることが出來ぬと仰しやつたや
うに聞きました、これは大なる矛盾であらうと思ひます、職工の方では何うも生活難で
あるから斯うして下さいと願つて出たのに對し閣下の方でも之れを遣らうといふ意志が
あるのである、若し其の程度が悪ければ御慈悲を以て斯ういふことにせよと仰し
やつて下されば最初から能く徹底したのであります、其のお言葉が無かつたから徹底せ
なかつたものと思ひます、従つて社長にお任せすることが出來ないといふ反對説が起つ
た次第であります、然るに折も折、工作部長殿が二割方昇給し歩合は従前通りといふこ

となら私が引受けてやるとの話があり職工全部之れを眞に受けてゐた處、其後之れを取消された、之れは部長殿の話を取次いだ山田とかいふ人の聞き違へであつたとやらで結局何が何やら薩張り分らず仕舞になりました、斯う云ふ譯で最初は社長一任に反對するものが多かつたのであります。今となつては誠に面目次第もないことです、最早今日では社長閣下の意のある所は充分に解つて居りますから何うか吾々の苦しい立場を察せられて辭職の儀は是非とも思ひ止まつて頂きたいものでございます」

社長「コ、ではお前達の言ひただけのことを遠慮なく言はせるのぢやが、何うして俺の意のある所が解つたかどそれを聞くのである、俺にはお前達のやり方が一向に分らぬ、嘆願書の提出も果して全職工の意志であつたか或は一部の意見に止まつたのか、又投票も誰が見ても正當と思はれる行き方であつたかソウで無かつたか其邊が更に呑込めない、今となつて俺の誠意を疑ふたのは悪かつたと云ふてくれるのは有難いが何うして其の誠意のある所を知つたか、それが聞きたいのである、製罐の方は何うか乎」

(答ふる者なし)

社長「モウ聞かんでもいい、お前達は一萬七千の代表者といふがそれが果して眞個のことやら嘆願書が全職工の意志から出たものやら俺には更に分らぬ、俺は時々交渉委員からも聞いたことがある、最初嘆願書を出したのは鐵船工場の人名中に書いてある一千五六百人が發頭で之に賛成せなければ殴るとか暴行するとか脅かし半分に同意を迫つたさうな

併し之は眞實脅迫する意志ではなく時の勢に乗じて荒々しく言つたものであらう、夫れでなければ必ず怪我人が出なければならぬ、一つ鍋の飯を喰つた内輪同志の中から怪我人が出るやうでは俺も困るから餘り深く追窮せぬが兎に角神聖な投票を行ふに當つても甚だ亂暴なやり方で實際誰が投票したのやら分らぬやうでは洵に困る、併し手續が悪かつたと自覺したならば夫れを強ては咎めぬ、又交渉委員十六名を代表して其一人から、俺の意のある所を充分了解することが出来ず従つて俺の意志を全部に徹底せしむることの出来なかつたのは甚だ相濟まぬ、依つてお詫をするとのことであるが、最初嘆願書を提出したときも其手續き宜しきを得ずして川崎造船所全職工の意志であるか何うか分らぬほどであるから今交渉委員がお詫するといつても果して夫れが職工全體の意志であつて即ち全職工が陳謝するの如何うか分らぬが事を穩便にする爲に今度の事件を早く打切るがいと思ひ交渉委員の詫を俺は社長として快く承諾する、尤も私に辭職を思ひ止まつてくれ、赤子の慈母に別れるやうだから是非留任して貰ひたいといふお前方の好意は厚く受けるのみならず俺は茲に之れを謝す、併しながら、私は斯ういふことが出来れば斯ういふ成行になる、斯ういふ成行になれば斯ういふ決心をせなければならぬと疾うから考へてゐる、即ち俺が辭職を決心したのはお前達と最初會見した十八日の事である、其時既に俺の覺悟は決つてゐたのだ、ソレ位の覺悟がなければ此の大會社を統へて行くことは出来ない、お前方が淺はかにも斯んな騒ぎを惹き起し社會に不安の念を懷かしめ

たに拘らず今となつて赤子の乳母に別れるやうであるなどとは今日の時勢を知らぬ無識極まるものと言はねばならぬ、併しお前達の智識の乏しいのは畢竟俺が平素の指導宜しきを得なかつた結果であつて、これだけの理由でも辭表を提出して重役の意見を聞くは當然のことである、私には私の任務がありお前方には亦お前方の任務がある、従つて其任務を行ふ上に於て宜しきを得ないことがあれば其の責を引くだけの勇氣と理解が無ければならぬと思ふ、然るに動もすれば西洋で行はれる事の上ツ面だけを聞き嚙り自己の權利のみを主張するのは思はざるの甚だしきもので、曩に俺が兵庫、葎合の兩工場へ告げた訓示にも「權利義務の本領を了得し」とある通りお前等も之れに服従するの義務があるのだ、餘り得手勝手なことをいつても世間へ通らないぞ、今交渉委員十六名を代表しての留任勸告は謝するが、俺が辭職したからとてお前達までが俺と進退を共にする必要はない、私を谷底へ蹴落して置きながら今更之れを引揚げやうとして若し引揚ぐる事が出来なければ一緒に谷底に落ちまうなごまは眞個に要らざる行爲だ、俺は谷底へ陥し入れられても甘んじて之れを受けるのである、次に伍長心得は知つて居らぬか知らぬが伍長や工場長は常々から私の訓示を知つてゐる筈だ、夫れは會社の成功を收むるには一人前の職工のみならず年季小僧の端に至るまで充分會社の爲に働いて貰はねばならぬ即ち會社の爲には何處までも援助を求めなければならぬといふことを、之れは言ふまでもなく會社をして益々隆盛に導き従業者の幸福を増進する所以であると信ずるからである

然るに外部からパチルスが侵入したのかお前方は到頭今度のやうな事件を惹起した、洵に嘆かばしい次第である、俺は今日の状態ではお前方も氣の毒であるから何とか仕てやらねばならないと既に去る七月十七日に各部長に調査を命じたのちや、然るにお前達の爲に其の結果の發表を妨げられて今日に及んだが其の行違ひも私の罪として引受ける只お前達の今度の態度は川崎に前例の無いことで爲に當造船所の名譽を傷つけたことはお前方も私と共に責任を持つて貰ひたひ、偕又今度の改正案を何故十八日の會見の際に發表せなかつたかといふと、當時既にお前方が怠業をやる決心であることを知つたからである、嘘か真か知らぬが其の書類も俺は持つてゐる、お前達も其際若し社長の回答にして要領を得なかつたならば怠業が起るかも知れぬといふから、それでは俺を脅迫するのかと聞いて見ると野倉はソウいふ譯でありませんといつた、然るに野倉は其後一切左様なことをいふた覺ははないといつて居る、何分當時の速記録もないことであるから之はマア俺の聞違へと仕て置かうよ、又其時特別賞與は何時發表するかと聞くから俺は十月十五日の記念日に遣る心算だつたけれども若しか手違ひがあつてはと思ひ十月三十日に遣ると答へた、六ヶ月間内に十日以上缺勤せぬものに遣つてくれるかと云ふから夫れも承諾して置いた、食堂建設の事は現在の空地を造船材料の置場として職工を一人でも多く使用する方針であるから實現すること覺束ないが、洗面所や其他の衛生設備は出來得る限り完全ならしむることに注意し傳染病の流行に際しては凡百豫防法を講じてゐる

殊に洗面所に對しては或者から投書もあつたから尤も充分な設備を施したい決心だ、これはお前方多勢が迫つたからではなく縦令一人の投書でも良いと思ふことは直に實行するのだ、俺はこれほどまでしてお前達の希望を満たすことに留意してゐるのである、然るに野倉は俺がお前達の要求を全然拒絶したといつた、實に怪しからぬぢやないか、これは第一回會見の際既に或る意志を以て俺に對したものだと思はれる、俺は其際第一の要求に對しては考慮するといつた、俺は今日のやうな日本の過渡時代に八時間制を採用して従業員に生活難を訴へしめぬだけの給金を拂ふことは尙ほ其時で無からうか又八時間制を施行したらば能率や製産高の増加は差當り望めない去りとして給料を餘計にやれば會社は立行かぬ、會社の事業が不況になれば職工の多數は不必要になつて勢ひ他へ去らねばならぬ即ち今日の時代に於て八時間制を採用して従業員の歩を増せば工費を増加し會社は頗る困難の地位に立つのであるが併し之れを恐れて何時までも従業員の生活難を他所に見ることも出来ぬから今回率先して造船事業其他に従事する人の爲にやつて見やうと決心したのである、去れど何分重大問題であるが故に輕々しく之れを發表せなかつたのだ、然るに俺がお前達の要求を全然拒絶したやうにいふから俺はお前達の心中を最初より疑ふてゐたのぢや、幸ひにして今日以後全部職工が従前通り就業することとなり交渉委員が今までの行違ひを陳謝するといふから其の交渉委員たるものが何んな形によつて出來て居るのか知らぬけれども俺は快く之れを受ける、就ては嘆願書を下戻してくれ

このことであるが之れは俺に與れて置け同時に皆赤や黄色の腕章を持てゐるさうだからこれも前にいふ通り俺に與れよ、(此の時野倉委員より各種の徽章を取揃へ社長の卓上へ提出す)俺は之を額にして俺の部屋に置くか自宅に掛けるか何方にしても永遠に保存して他日之れを見てお互に笑ひ話の材に仕たいと思ふ、次に怠業中の賃金を貰はぬといふは當然のことである、又能く働けば社長さんが夫れだけ見てくれるかといふことは承知したが夫れまでに俺の進退が何うなるか分らぬから若し愈辭職した場合にはお前達の意のある所を後任者に引繼いでやる、併し何う考へても酷い、職工の中には理由も分らずに怠業したり、上の者から無理を云はれたりブン殴られるとか何とか脅かされたりして工場へ出なかつた者もあるらしいが、是等脅迫に依つて仕事を休みそれが爲に生活に困つてゐる者は甚だ氣の毒に思ふから斯ういふ輩には金をやらうかとも考へてゐる、又中には俠氣を出して大に働き出したものがある兵庫や暮合も其通りで私は非常に喜んでゐるのちや、何事も悪い者の爲に妨げられるといふことは如何にも残念ではないか、衆寡敵せず如何せんといふやうなことは男子たる者の態度でない、お前達が毎日往來する通路は何處ぢやと思ふ、楠正成が尊氏の大病を迎へて奮戦した元の湊川ではないか、お前達は此の由緒ある古跡を履みつゝ日々工場へ通ふてゐるのである、然るに其意氣は何うだ、其態度は何うだ、打ん殴られても構はぬ己れ一人でも働いて見せると踏張つたものが一人でもあるか、俺は之れを思ふと實に遺憾に堪へないのだ、而もお前達が其過ちを

自覺し其の不明を陳謝する以上は人間誰か過ちなからん、俺は快く之れを容れて此上深く追窮せないのみならず早く復業して辛き世の苦しみを自分達の勞働及び智識、技術に依つて救ひ得らるゝの機會を早めたことを深く喜ぶ、要するに今日まで意志の疏通を缺き今回の事件を惹起したのは返すくも悲しむべきことであるが今後八時間原則を採用し、これが實際に於て従前の制度に比し非常に利益のあることを證明することが出来たならば總ての従業員の幸福を増進する所以だと考へる、此席にある委員總代の人達は定めし工場長や伍長とも意志の疏通を缺いでゐる點もあらうから私に陳謝すると同時に工場長や伍長及び其上級の人々にも陳謝するが好からう、最後に言つて置きたいのは能率増進のことであるが、只能率を増やせ〜と言つただけでは其の効果が擧らない、歸する所は學問と智識の發達に待たなければならぬから日進月歩の今日、學問の容易に出来る出版物をお前達に配つてゐる筈だ、之れに就いて充分の研究を遂げ以て能率の増進に努めるやう下々の者に能く傳へてくれ、聞けばお前方は何かの理由の下に職工から金させてゐるさうだが、これは全部の職工から集めたのか何うかそれを聞かせてくれ

野倉委員「工場長、伍長を除き其他の全職工より集めました」

社長「それを返却する譯にも行かぬか」

野倉委員「初め六ヶ月間繼續するといふ決議を仕てゐますから今之れを改めるには更に協議を仕直さねばなりません」

社長「生活難を口にしながら其やうな金を此まゝに仕て置くのは矛盾した話ぢやないか、兎に角外聞もあることだから返した方が好からうと思ふ、ソウすれば下を憐れむ趣意も達するぢやないか、併しこれは強ていふ譯ではないが……」

野倉委員「六ヶ月間繼續することに仕たのは、今後二三ヶ月後に至り犠牲者を出し收監されるやうなものがあるかも知れませんが其時の用意にとて六ヶ月間繼續することに決議したのであります」

社長「ソンなことを豫期してゐるのか、何か尻尾を捕まへられてゐるのぢやないか子、ソウいふ奴の出るのは決して川崎造船所の名譽ぢやないぞ」

社長「山口の顔が見ぬが何うしたのか」
野倉委員「今朝の協議には加はつて居りましたが、女房が病氣とのことで歸宅し本日は缺勤になつて居ります」

社長「山口だつたと思ふ、八時間制よりも増給の方が望ましいと言つたのは……」
野倉委員「山口も言ひましたが、私も言ふたか知れませんが」

社長「八時間制は實に重大問題ぢや、労働者の爲にドレほどの利益があるか今分では分らぬから」松方はんはハイカラをやりやはる」といふものがあるかも知れぬが最終には能く解るだらう、俺は十二時間も十四時間も働くよりは時間が短くてもいゝ毎日工場へ來てくれる方が好きで之れが結局お前達の爲になると信する、斯ういふ次第で俺はお前方の考

へる以上に資本家側から嫌がられてゐるのだ、今の世の中は無理なことは通らぬ、労働者も資本家も共にソウである、仍て機會ある毎に出來得るだけ理想を實現して見たいといふのが俺の方針ぢや、多くの職工中には「私共の爲を思ふて下さるなら給金を増して頂きたい左すれば自然に働きよりも違ひ能率を増進して結局造船所の利益になる」といふ者もあらうが俺は増給ばかりでは不可ない智慧と學理を充分應用するやうにならねば駄目だと思ふてゐる、増給よりも其方が何ばう爲になるか分らぬぞ、だから其の順序に運びたいのが俺の理想ぢや、此席に居る工場長も伍長等も俺のいつたことを能く聞いてくれたらう、そこで此の八時間制が如何にも好い方法であることを覺つたなら、まだ此の制度を充分に咀嚼し得ない工場にも之れを遂行するやう面倒を見てやつて貰ひたい、今の時代は腕力の強いものだけが偉いのではない、智識の發達が最も必要ぢや、俺は嘗て成べく仕事を能くし成べく収入を多くせよといつたことがあるが其後之が的中して非常に喜んだものもある、請負の率が廉くても仕事さへ多くすれば自然収入が増加する譯であるから此の八時間制の原則を充分に理解して眞面目に働く氣になつてくれ、ば一同の爲だと思ふ、後日に至り、アノ社長さんは日本にもまだ多く例のない制度を實行されたが其の結果斯ういふ利益を得た、松方さんは如何にも先見の明ある人ぢや、自分達の爲を圖つてくれた人であつたといふことが解り、總ての點に於て良好な効果を收めんことを重ねて工場長、伍長及び十六人の交渉委員や其他全部の委員に言ひ聞かせて置くか

ら、今後は社長の意志が分らぬとか、自分達が不明であつたとかいふやうなことの無いやうに充分一同に傳へてくれ、俺は夫れを記録に残して置きたいからお前方の方で作つて差出して貰ひたい」

委員一同「承知いたしました」

野倉委員「社長さんのお話は能く解りました、就きましては此際辭職を思ひ止まつて頂けないと一同が又喧ましくいふかも知れませんが、御留任のほどお願いいたします又私共は社長さんの誠意のある所を了解して居りますが、多くの職工中萬一解らぬものがあつてもなりませんから、吾々が怠業の爲め遅らかした仕事を取戻すべく充分働いたならば、本工場にも八時間制を是非實行して頂きたい、自分等交渉委員は若し之れが實現を見ない曉は多數の面前で切腹して申譯をすると誓つて居るのでございますから、何うか其邊お察しの上一日も早く御實行下さるやうに願ひいたします」

社長「辭職を思ひ止まれよとの勸告は重ね々有難い、又八時間制は本工場にも早く發表したかつたのであるがお前達がガヤガヤ騒いで妨げたのぢや、俺は外國に居る時分から此の八時間制に注意を拂ふてゐたのである、併し腹一杯喰つたら直ぐ休むやうな今の日本の職工の状態では駄目ぢやぞ、今の職工は今日ウンと儲けたら翌日は直ぐ休むぢやないか、俺の方では無理と知りつゝも徹夜の就業を求めることがある、それはやつて貰はねばならぬが、之が爲め収入が良かつたからといつて後を休むやうでは何にもならぬ、斯

んな悪い習慣は廢めてセッセと働くがいゝ、ソウすれば収入が自ら増加するではないか
今度のお前方の要求した増給案には俺は賛成出来なかつたのだが、これは唯好い加減な
ことを申出て置いたら社長さんが好い加減に仕てくれるだらうといふやうな了見から出
たのではないか子」(満場哄笑)

野倉委員「今まで上下全體の職工に對し七割の歩増がありましたから之れを其まゝ本給に引
直し更に五割の歩増を願ふといふ只それだけの意志に外なりません」

社長「全く成つ Choranchi やないか、縁日の植木屋と同様、俺の方が値切つたら何程が負る
といふ考へで其の値切つたときに對する案が別にあつたのだらう、何うか子」

野倉委員「ソウまで思ふて居りませんから他に對案といふやうなものはありません」

社長「實際はドレほどで折合ふ心算だつたか子」

野倉委員「事實左様な考へは無かつたのです」

社長「皆が當所の人だから誠に喧嘩が仕難い、これが他所の人でもあつたら俺も一番喧嘩を
仕て見るが子、何さまソウで無いのだから餘程辛棒して來たのだ、尤も今度の事件が他
所から侵入したバチルスの爲だとすると俺は石炭酸でも撒いて見たし又お前方にも消毒
を仕てやりたかつた、併しこれは俺もソウ思ふだけで實際他所からバチルスが來たもの
かそれは分らん、夫は先づ夫れとして俺が西洋から歸つて感じたことは到る處の造船所
で職工の頻々變ることである、これでは労働者の教養も充分でなく始終素人ばかりで仕

事をせなければならぬ、従つて能率が擧がらず、生産が増加せない、甚だ困つたものであるからお前達が悪かつたといふて謝罪するなら何故俺が厭といふものか唯一日も早く事が圓滿く收まれば好いと思ふのちや、お前達の今度のやり方は恰度小供が火鉢の中へ手を突込んだ上でなければ熱いといふことが解らぬと同様、怠業やストライキをやつて見なければ利害が解らぬと見わるが一體お前達の爲にこれほど損なことはないぞ、併し俺の眞意が皆に解つたとなれば俺もモウお前達を疑はぬ、向後は能く上のいふことに服し下々のものを引立てゝやり上下一致、模範工場として外國にも日本にも好評を博するやうに努めて貰ひたい、今度の事に就き俺に向つて「嘸御心配でしやう」といふものがある俺は之れに對し「恰度時化に遭つたと同じで乗合の者皆が損をする、誰も得をするものがない」と答へて居る、英吉利あたりでは怠業に對し賃金を支拂はぬことになつてゐるが、お前方も怠業中の賃金を貰はぬといふ、一體斯ういふ賃金は貰へぬといふことを誰から聞いたのか予」

野倉委員「別段聞いた譯ではありません、コレが貰へぬといふことは一同の意見でございませす」

社長「イヤ左様ぢやなからう、お前の意見といふものが新聞に出てゐて俺は能く知つて居るぞ、それには怠業中の賃金も請求し得られるやうに書いてあつたが……」

（野倉委員何とも答へず）

社長勿論怠業中の賃金は支拂はんでも好いのだが、皆困るといふ情に引かされて何うするか今の處分らぬ、定款や法律に反するやうな金は支拂ふべき筈のものでないが、今度のやうな場合は何うするかそれが分らんのだや、最後に重ねて云ふ、八時間制は將來日本の工業界に多大の影響を及ぼすものである、其の良果を收むるや否やの責任は勿論俺にあるのだが、お前達も能くこれから部長さんなどのお話を承はり巧く遣り遂げて單に原則だけでなく純粹の八時間制を實現することに仕やうぢやないか、ソウすれば讀書の間も出来れば散歩の時間もあり大に餘裕が出来て眞に結構だといふことが分るであらう戦争ばかり強いのが能でない、日本の工業は之から益々發達せしめねばならぬ、世界の競争は今後愈激烈となるのである、此の大波濤を突破して進むには正に一大決心を要す是れ俺が年季小僧の末に至るまで會社の爲に充分働いてくれと云ふ所以ぢや、何は然れお前方が既に自分の悪かつたことを自覺し俺に陳謝するのであるから俺も氣を好くして是までのことはスツカリ水に流さう、お前達仲間もお互に赤心を披瀝して會社の爲め大に働いてくれ、是れ應てお前達の利益を増進することゝなるのぢや」

野倉委員「これからは機會ある毎に社長さんの御趣旨のある所を一同に告げ 仕事の上に乗つても研究に研究を重ねて大に働くやうにいたします」

社長「善い行動は共にせよ、悪いことには凸凹のあつた方がいゝぞ、今度の事件で若し仕事をするためには他の者からブン殴られてもしたものがあつたら俺が其の身柄を引受けてや

らうと思ふたんだがソんな勇氣のある奴が一人も無かつたので困つた子(満場哄笑)……
では今日は之れで別れることにしやう。

(一同退出)

陳情書 (原文ノ儘)

一書ヲ呈シ謹ンデ大度宏量ナル松方社長閣下ニ致シ候私共儀今回各其工作部職工ヨリ委員ニ推選セラレ物價騰貴ニヨル生活難救濟ノ爲何分ノ恩命ニ接センコトヲ嘆願仕候然ルニ社長閣下ニハ生活難救濟ノ事ニ就テハ去七月下旬以來各部課長ニ命ジ夫々調査中ニ在リ殊ニ世界ノ大勢ニ鑑ミ一般勞働者ノ永遠ノ福利ノ爲八時間勞働原則ノ採用ニ就テモ折角考慮中ニシテ近ク發表ノ運ビニ至ルベクレバ夫迄熱心ニ作業ニ從事スル様懇諭セラレ候然ルニ私共委員ハ社長閣下ノ誠意ノ存スル所ヲ一般職工ニ充分徹底スルヲ得ザリシ結果遂ニ作業ヲ停廢シ多大ノ打撃ヲ會社ニ被ラシムルニ至リ候而已ナラズ閣下ノ高德ヲ毀クルニ至リ候之レ實ニ私共委員ノ不明ノ致ス所ニシテ萬死尙其罪ヲ償フニ足ラズ只管謹慎以テ閣下ノ御裁斷ヲ待ツ次第ニ有之候一般職工ニハ今次ノ事件ニ依テ社長閣下ガ誠心誠意常ニ職工ノ福祉増進ノ爲ニ畫策セラレツ、在リシヲ諒知仕リ爾今一層作業ニ勉勵致スベキニ依リ今回提出ノ嘆願書御下渡被下候様願出候間特別ノ御詮議ヲ以テ御下渡被下度奉願上候次ニ社長閣下ニハ今回ノ事件ニ就キ引責辭職ヲ會社ニ申出ラレ候趣ニ候へ共事件ニ對スル一切ノ責任ハ私共十七名ノ委員ノ不明ノ致ス所ニ外ナラズ候閣下此際強テ辭職セラル、事アランカ吾々委員ハ閣下ト進退ヲ伴ニ致ス可ク尙造船所二萬有餘ノ職工ヲ驅ツテ言イ知ラヌ不安ト失望ノ念ヲ起サシメ更ニ再作業上大ナル支障ヲ生ゼシメンモ計リ難シト思考仕候へバ何卒思イ

止マラレ度是又嘆願仕候尙十九日以來ノ賃銀ニ就テハ私共ヨリ敢テ請求ケ間敷事ハ申出間敷候ヘドモ怠業ニ依ル作業ノ遅延ハ一般職工相戒メ數日ヲ出ズシテ取戻ス様努力仕候間然ル可ク御配慮被成下度

右不文ヲ呈シテ其罪ヲ陳謝シ併而社長閣下ノ幾久敷御留任アラム事ヲ伏シ而奉嘆願候

恐惶頓首

大正八年九月廿九日

電氣工作部交渉委員

青柿善一郎

丹崎永一

柴田富太郎

製罐工作部交渉委員

米原脩

三谷長八郎

造機工作部交渉委員

長田虎二

石橋市作

梅本勇二郎

廣田健兒

今井梅太

山本清一

松方社長閣下

造船工作部交渉委員

野	森	前	青	山	村
倉	田	田	木	口	井
萬	定	音	利	英	常
治	次	一	作	一	次
		郎			郎

訓示

本 社

今回ノ事件ハ實ニ我川崎造船所創立以來未曾有ノ不名譽ニシテ工場ノ作業ハ數日間其ノ進捗ヲ碍ケ職工ノ家族ニハ物價騰貴ノ際殊ニ不安ノ念ヲ懷カシメ更ニ社會公衆ニ對シテ煩累ヲ及ボシ延テ考案中ノ八時間就業原則實施ノ期日ヲ遲延セシメタル等其ノ失フ所蓋シ尠カラズ眞ニ痛恨ニ堪ヘザルナリ然レドモ過去ハ咎メズ今ヤ過ヲ改メテ各々其業ニ復シ而シテ其ノ成績良好ナルノミナラズ猶諸子ハ將來引續キ各自協力一致倍舊ノ成績ヲ舉グルヲ期スルノ覺悟ナリトノ各部長ヨリノ報告併テ嘆願ニ接シ茲ニ明三日ヨリ八時間原則ヲ實施スルコト、セリ爾今敢テ輕舉盲動ヲ繰返スガ如キコトナク各自愈々反省自重以テ誠實ニ自己ノ本分ヲ守リ益々發奮勵精以テ前ニ失フ所ノ回復ニ勉ムベキノミナラズ更ニ従前ノ成績ヲ凌ギ以テ八時間原則實施ノ効果ヲ舉ゲ自他共ニ其ノ利益ヲ享受シ併テ社會國家ニ貢獻スル所ナカルベカラズ終ニ於テ重テ注意スベキハ今後諸子ノ心掛如何ニ由リ萬一八時間原則實施ノ結果其ノ宜シキヲ得ザルガ如キ事アラン歟我川崎造船所ハ實ニ帝國工業界ヲ破壊シタルモノナリトノ誹リヲ免レザルベシ各自夫レ斯意ヲ體シ相互ニ誠メ且ツ勵マザルベカラズ諸子ノ任モ亦大ナリト謂フベシ依テ新制度ノ爲メニモ尙ホ各自ノ爲メニモ倍舊ノ努力センコトヲ切實ニ希望ス

大正八年十月二日

社 長

追記

怠業中ノ賃金ハ素ヨリ支拂フベキ性質ノモノニアラスト思考スルモ諸子悔悟ノ實相現ハレタル今日過テ雷同シタルモノモ有ル様察セラレ且ツ其ノ罪ナキ家族ニ迄其ノ累ヲ及ボスコトハ會社ニ於テモ甚ダ氣ノ毒ノ至リナレバ何等乎ノ名義ノ下ニ本給ニ相當スル額丈ヲ支給スベク目下考慮中ナレバ追テ發表スベシ

但シ今後怠業ノ如キ不穩當ノ事ヲ謀リ或ハ之ニ加ハリタル者ハ如何ナル事情アリト雖モ支給セズ今回ノミニ限り特ニ之ヲ支給スルモノナリ

(本社ニ於ケル營業時間改正、日給賃銀改正、低給者ノ特別増給、殘業歩増及就業八時間制採用ニ關スル訓示ハ前掲兵庫及葺合兩工場ニ對スルモノト同一ナルヲ以テ之ヲ省略ス)

掲示

本社

怠業期間ノ賃金ハ曩ニ揭示セル如ク素ヨリ支拂フベキ性質ノモノニアラスト思考スルモ物價騰貴ノ際家族ノ生活上ニ受クル苦痛ヲ慮リ特ニ其ノ期間ノ本給ニ相當スル金額ヲ支給スルコト、シ單ニ出場者ノミナラズ十八日ヨリ廿七日ノ間ニ於テ一日ニテモ出場セルトキハ餘ハ休業セル者ニモ等シク支給ス又殊ニ其ノ期間他ノ誘惑ニ迷ハズ雷同セズ忠實ニ自己受

持ノ職分ヲ盡セル者ニ對シテハ平常通りノ賃金ノ外ニ別ニ賞與トシテ本給七日半分ヲ支給スルモノナリ之ガ爲メ來ル十月十日午後三時半ヲ以テ臨時支拂日ト定メ之ヲ支給スベシ仍テ各自會社ノ本意ノ存スル處ヲ諒察シ爾今益々奮勵努力センコトヲ切ニ希望ス

大正八年十月四日

社長

掲 示

兵 庫 工 場

今回本社怠業事件ニ際シ兵庫工場ハ一時同様ノ擧ニ出デシ一部ノ者ヲ除ク外各平常通り其業務ニ就キ精勵シタルヲ以テ其心掛ヲ賞スル爲メ右精勵者ニ對シテハ該期間中各自平常賃金ノ外更ニ各自本給ニ相當スル金額ヲ加給ス又一時怠業ニ雷同シタルモ直チニ舊ニ復シ爾來謹慎悔悟ノ實ヲ擧グ他ノ者同様業務ニ從事シタルモノニハ改心ノ事情亦恕スベキモノアルニ付特ニ怠業ヲナセル期間ノ外ハ右精勵者ト同様平常賃金ノ外ニ各自本給ニ相當スル金額ヲ支給シ暫時ト雖モ怠業ヲナセル一日半又ハ當日三時間ニ對シテハ歩増ヲ附セザル本給ニ相當スル金額ノミヲ支給ス爾今各自會社ノ爲メ將タ自己ノ爲メ一層奮勵努力セン事ヲ切ニ希望ス

大正八年十月四日

社長

掲 示

葺 合 工 場

今回本社ノ怠業事件ニ際シ當葺合工場ハ終始靜肅ヲ保チ平常ノ如ク良ク其業ニ勉メタルハ
寔モ欣喜ニ堪ヘザル處ナリ仍テ其心掛ヲ賞スル爲メ右怠業期間中當工場ノ出勤者ニ對シ平
常賃金以外ニ更ニ各自ノ本給ニ相當スル金額ヲ支給ス爾今會社ノ爲メ將タ自己ノ爲メ一層
奮勵努力センコトヲ切ニ希望ス

大正八年十月四日

社 長